

No.1692

2015年10月

証券会社収入の変化をどう見るか

二上季代司(1)

英国の投資型クラウドファンディング規制 松尾 順介 (10)

預金封鎖・ELA・改革プログラム ~ギリシャ危機と「最後の貸し手」~ 伊豆 久(22)

日銀の国債保有状況と国債市場の流動性 志馬 祥紀(32)

流動性の高い国債市場は如何にして形成されたか 中島 将降(56)

公益財団法人 日本証券経済研究所 大阪研究所

証券会社収入の変化をどう見るか

一上季代司

があることを反映しており、そのことは、各種収入源泉である各証券ビジネスの成長度合いに格差があることを 員にあたる総合取引参加者の決算概況を公表している。これらの決算概況を時系列的に並べてみると、 入構成の変化は重大な関心事であることはいうまでもない。 の収入構成には長期的な傾向として変化の方向性が看守される。収入構成の変化は各種収入の伸長度合いに格差 半年ごとに日本証券業協会は加盟正会員の決算概況を公表している。同様に、東京証券取引所もかつての正会 いいかえれば、証券会社にとって自ら営んでいるビジネスの将来性を暗示しているのであるから、収 証券会社

X)業者も含まれるのである。また、金商法によって兼業規制が大幅に緩和されたことから、投資顧問業そのほ 種金融商品取引業者 かの業者も何社かが、 他方、金融商品取引法(以下、金商法と略)が施行された二〇〇七年以降、日本証券業協会の正会員は「第一 第一種業者には「証券会社」だけではなく「金融先物取引業者」、たとえば外為証拠金取引 以下、 第一種業登録を行い協会に加盟するようになった。 第一種業者と略)」となった。証券会社は第一種業者であるが、「逆は真ならず」で (いわゆるF

ある。この結果、証券業協会加盟正会員の収入構成は、こうした「非有価証券関連業者」の収入にも左右される を全く営まないFX業者や投信委託業者・投資顧問業者も証券業協会の正会員として加盟するようになったので 金商法は旧証券取引法のほか金融先物取引法や投資顧問業法等を横断的に包含しているために、 狭義の証券業

こととなった。 そこで、協会員の収入構成の変化は、

どの程度まで証券会社ビジネスの変化を実体的に反映しており、

どの

程

度まで、法制上 ものだろうか。 以下では、この点について、考えてみること (あるいは分類上) 0) 取り扱い の変化による

1 〇年間の社数の変化

協会がホームページ上で公表している「会員の決算概況」よ びにその間 の変化をたどってみよう。 前期二〇一五年三月期と一〇年前の二〇〇五年三月期 の 九年間平均をとって、 表1は全社ベースで、 証券業協会員 0 日本証券業 収 入構 なら

東証が

ホ j

ムページ上で公表している

「東証総合取引参加者

-スで

り作成したものである。表2は東証総合取引参加者ベー

引参加業者を、

過去の慣例に従って「東証会員」、それ以外を

「東証非会員」と簡略化する

控除して算出した数値である。

(なお、

以下では、

東証

合取

会員の数値で、

全社べ

ースから東証総合取引参加者

0) 数値 総

協

の決算概況」より作成したものである。表3はそれ以外の

日本証券業協会加盟正会員の収入構成 表 1

及 1						
2005年3月期 2006年3月期~ 2014年3月期平均		2015年 3 月期				
267	287	251				
3,388,765	3,744,453	4,156,310				
65.6%	61.5%	55.2%				
28.0%	20.0%	16.6%				
6.4%	4.2%	3.9%				
6.7%	10.8%	11.2%				
24.5%	26.5%	23.5%				
21.3%	20.6%	29.8%				
12.8%	17.0%	13.9%				
2.2%	2.2%	2.3%				
0.3%	0.9%	1.1%				
9.9%	12.0%	8.4%				
68.5%	72.6%	67.7%				
	2005年 3 月期 267 3,388,765 65.6% 28.0% 6.4% 6.7% 24.5% 21.3% 12.8% 2.2% 0.3% 9.9%	2005年 3 月期 2006年 3 月期~2014年 3 月期平均 267 287 3,388,765 3,744,453 65.6% 61.5% 28.0% 20.0% 6.4% 4.2% 6.7% 10.8% 24.5% 26.5% 21.3% 20.6% 12.8% 17.0% 2.2% 2.2% 0.3% 0.9% 9.9% 12.0%				

⁽注) パーセンテージは営業収益を100%として算出したもの。 表2、表3も同様である。 (出所) 日本証券業協会「会員の決算概況」より作成。

表 2 東証会員の収入構成

	2005年3月期	2006年3月期~ 2014年3月期平均	2015年3月期	
社数	108	103	94	
営業収益 (百万円)	3,203,367	3,451,776	3,588,200	
受入手数料	64.6%	61.6%	56.2%	
委託手数料	27.8%	20.3%	17.9%	
引受手数料	6.7%	4.5%	4.5%	
募集手数料	6.8%	11.1%	11.9%	
その他手数料	23.3%	25.6%	22.0%	
トレーディング損益	22.3%	20.8%	29.3%	
金融収益	13.0%	17.6%	14.4%	
信用取引収益	2.2%	2.3%	2.6%	
その他営業収益	0.1%	0.1%	0.2%	
金融費用	10.2%	12.4%	8.6%	
販売管理費	67.5%	71.0%	65.4%	
(参考)				
営業収益の占有率	94.5%	92.2%	86.3%	

⁽注) 最下段は証券業協会正会員全社の営業収益のうちで東証総合取引参加者が占める 割合。

表 3 東証「非」会員の収入構成

	2005年3月期	2006年3月期~ 2014年3月期平均	2015年3月期	
社数	159	184	157	
営業収益 (百万円)	185,398	292,677	568,110	
受入手数料	82.2%	61.0%	48.9%	
委託手数料	31.7%	15.7%	8.3%	
引受手数料	0.9%	0.7%	0.2%	
募集手数料	4.9%	7.7%	6.9%	
その他手数料	44.8%	36.9%	33.5%	
トレーディング損益	5.3%	18.6%	33.0%	
金融収益	9.5%	10.4%	10.9%	
信用取引収益	2.3%	1.3%	0.4%	
その他営業収益	3.0%	10.0%	7.2%	
金融費用	4.5%	7.0%	7.3%	
販売管理費	85.8%	90.9%	81.9%	
(参考)				
営業収益の占有率	5 . 5%	7.8%	13.7%	

⁽注)営業収益の占有率については表2に同じ。

⁽出所) 東証「総合取引参加者の決算概況」より作成。

⁽出所)表1と表2の差額から算出。

東証非会員である。全業者のほぼ半分が入れ替わっている計算になるが、それは主として東証非会員業者の枠内 参入と退出 廃業などで減少する業者のほうが多かったのである。こうして、全体の社数の動きは主として東証非会員の新規 し協会に正会員として加盟、 (自主廃業や合併) 他方で自主廃業・合併等により一四〇社近くの業者が退出したが、 の動きに左右される。実際、この一〇年間で約一二〇社が新規に第一種業に登録 そのほとんどが

でのことであるといってよいだろう。

者と非有価証券関連業者に分類したところ、表4のようになった。 五社としているが、ここでは株主構成(つまりガバナンス)から見て、外国証券会社と目されるものを拾い上げ のカテゴリー 決算公告、ディスクロージャー誌(「業務および財産の状況に関する説明書」)そのほかにより、 そこで、二〇一五年三月末時点の二五一社について、各社ホームページ、上場会社の場合には有価証券報告書、 について、 国外法に基づく証券会社がわが国において設置している在日支店と定義し、 なお、 証券業協会の分類では、 有価証券関連業 外国証券会社 その数を一

が非 株式・債券以外の「その他トレーディング収益」、「その他営業収益」から構成されているからである。つまり、 ている。その理由は、 トリビューティングおよびそれに関連する業務を指しており、非証券関連業務とは、それ以外の業務を指してい となる。なお、証券関連業とは、 これによると、 、証券関連業といえよう。 具体的には、 投信委託業、 国内証券と外国証券は一八五社と六六社、 当該業者のディスクロージャー誌その他の資料では、主な収入項目が なお、 投資顧問業などの投資運用業に分類できるものやFX 有価証券の①ブローカー、 証券化やファンド組成・販売業務についてもこの表では非証券関連業に含め ②ディーラー、③アンダーライティング、④ディス 証券関連業者と非証券関連業者は一八六社と六五社 (外為証拠金取引業) 「その他手数料」や

有価 |証券関連業から生まれる収入以外の収入から成り立っている、 と目されるから

である。

また、 伝統的 有価 な証券業務とは 証券関連業に分類できる業者におい r V r V がたい業務特性を持つ業者も見られる。そしてこ ても、 PTSや店頭デリ バ テ 1

きているのである。 れらのほとんどが、 東証非会員業者であり、 かつ、この一〇年ほどの間

増えて

2 収 入構成 の変化

徐々に低下しつつあり、 次に営業収益の占有率を見ると、 非会員は六% 東証会員 から一 兀 6 .%近くまで上昇してい シ エ P は 絶対的 には なお る。 高 非会員 13 b 0 0)

者の存在感が増しているのである。

が絶対額としても減少し、 ている。 その反面、 収入構成を見ると、 「募集手数料」や 営業収益に占めるウェイトも三五%から二三%へ 東証会員 「トレーディング益」 の場合は、 「委託手数料」、 の増え方が顕著で、 「引受手数 低 下 嵙 画

料はもともと一%にも満たない。

その反面、

トレー

ディング益

0 減

増

え方が

著

営業収益

一の六 顕

もともとウェイト

. の

極めて高い「その他手数料」と合わせて、

者合わせて営業収益

の二九%から四

%に上昇している。

他方、

東証

非会員の収

入構成はどうであろうか。

委託手数料は激

引受手

証券業協会加盟251社の分類 表 4

	24 1	皿分本加力	иншео птех	7) XX	
			内訳		
	証券関連	非証券関連	資産運用	FX(外為	そのほか
			関連	証拠金取引)	そりはか
国内業者185社	145	40	21	15	4
うち東証会員	(74)	(1)		(1)	
外国業者66社	41	25	20	5	
うち東証会員	(20)	(0)			
(22.) Electronic to the territories to the territor					

(注)「非証券関連業」とは有価証券関連業を営まない業者をいう。また「資産運用関連」とは投信 委託業、投資顧問業などの投資運用、ファンド・証券化組成販売をさす。 2015年3月末、営業休止中の3社を含まない。

七%を占めているのである。 なお、東証会員、 また、有価証券関連業以外の業務を源泉とする「その他営業収益」のウェイトも比 非会員ともに「受入手数料」では「その他手数料」が最大項目となってい

そこで、こういった収入構成のなかで、ウェイトを高めた、あるいはもともと高い収入項目について、

し具体的に見ておこう。

は、 は大手から中小まで、投信販売に傾注する業者が多いことから投信代行手数料が多いと推定される。 5 なってい 大手、準大手のほか、 コー M&A等のコーポレートファイナンスにかかるアドバイザリー収入と投信の代行手数料が大きな構成部分と 東証会員、 ポ レートアドバイザリー収入はこれらの大手に偏っていると考えられる。 M&Aのアドバイザリーランキングは、大手、メガバンク系、外資系投資銀行が上位にくることか 非会員ともに受入手数料の中で最大項目となった「その他手数料」を見よう。 メガバンク系証券、大手外資系投資銀行などが含まれているが、これらの「その他手数料」 他方、 国内証券会社の場合に 東証会員には

四一社、 れるなどの国内証券も含む)、②地方を含む中小証券四七社 では、 東証非会員の場合にはどうか。東証非会員一五六社の業務別内訳は、 FXが二〇社と目される (表 4、 参照)。 また、 証券関連業では、 (地銀系含まず)、 ①外国証券二一社 ③銀行系証券一四社 非証券関連業で、 (外資系に買収さ 資産運用関連が (うち地銀系

九社)、④国内PTS七社などとなっている。

も見られるが、その取次手数料や顧客斡旋料も「その他手数料」に計上されている。また、FX専業の場合、取 である。その他の資産関連業者の中には、海外のファンド販売について海外運用会社の販売を取次いでいる事例 うち投信委託業や投資顧問業者の主たる収入は、投信の運用からくる「委託者報酬」や一任運用の「投資顧問料. 銀系証券や中小証券の場合の「その他手数料」は、 投信代行手数料が多いと考えられるが、 資産関連業者の

され₍₂₎ 引所FXのブローカー業務では、「委託手数料」に計上される場合と「その他手数料」に計上される場合が散見

れは「その他トレーディング損益」に計上されるのである。 グコストが小さいという特徴がある。ここから類推できることは、店頭FXの売買スプレッドが考えられる。こ きない。 益が多いということは推察できる。ただ、東証非会員の場合は、伸び方が急速であるため、それだけでは説明で 預かり資産積み上げ営業の代表的な商品として投信のほかに外債にも注力しているので債券等のトレーディング 次に、営業収益のうちで最大項目となっているトレーディング益について見よう。国内証券会社の場合には、 他方、東証非会員の金融収益・費用のウェイトが比較的小さいことからポジション保有のファンディン

「その他手数料」に計上されているのだろう。外資系証券会社の場合にはこうした店頭デリバティブの媒介が多 そのほか、CDS等の証券以外の店頭デリバティブの取り扱いについても、 執行された場合の媒介手数料は、

いと考えられる。

3 最後に

券業界の収入構成を見れば、上述してきたことと重なる点が多い。表5は、アメリカのNYSE会員業者とNY アメリカの証券業界の姿は、二〇年後の日本の証券業界を予想させる、とよくいわれる。そこで、アメリカ証

なっている。また証券のブローカー・ディーラー・アンダーライティング・ディストリビューティングなど伝統 これによると、NYSE非会員業者の営業収益に占めるウェイトは徐々に高まり、二〇一三年には四割近くに SE非会員業者の収入構成を比較したものである。

その他手数料と資産管理手数料である。 に対するアドバ 性や発行を保証するビジネスではなく、 的 る。 な 証券業務からの このほ YSE会員の か、 イザリー NYSE非会員の場合には、 最 収 大収 入はNYSE会員でも半分に満 業務が中心的なビジネスになっ 入項 自 は Μ 投資家と発行会社 & つまり証 A 等の 証 券の 証券 一券業とは 翼 たな 流 連 動

け、 ビジネスの変化を反映しているのか、 の外にい 無関係な「その他収入」が三割を占めてい もっとも、 とも解釈できる余地がある。 た業者が わ が 国 金商法により の場合は、 以 どこからどこまで、 土 前 俵 は なお注意深い検討 の中に入ってきただ 「証券業界」 0)

表 5 アメリカ証券業界の収入構成

証

が

土

俵

必要である。

注

 $\widehat{1}$

証券取引所の株式会社化により、

会員権は株主権と取

デリバティブなど取引所が提供するすべての市場での

参加者」

と呼ばれるようになった。このうち現物株

Ö

引参加権に分離し、

取引所で取引できる業者は

取引

	2001		2002-12 (年平均)		2013	
	NYSE	非NYSE	NYSE	非NYSE	NYSE	非NYSE
社数	261	5,241	211	4,721	183	4,024
手数料	13.8%	21.9%	13.2%	23.3%	14.2%	16.3%
売買益	13.0%	11.0%	4.5%	7.8%	7.3%	5.7%
引受収入	8.0%	1.8%	9.2%	3.4%	15.3%	6.7%
投信販売収入	3.2%	13.2%	3.2%	14.6%	4.0%	15.0%
信用取引利子	6.6%	1.2%	5.1%	1.6%	3.5%	1.2%
資産管理手数料	6.8%	7.4%	9.4%	10.6%	20.4%	14.5%
調査収入	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%
コモディティ収入	2.5%	0.6%	0.9%	0.5%	1.2%	0.1%
その他証券関連収入	40.9%	16.0%	44.8%	12.3%	24.5%	9.9%
その他収入	5.1%	26.8%	9.6%	25 . 8%	9.5%	30.5%
営業収入(百万ドル)	194,768	78,401	199,894	92,648	162,843	101,662
シェア (%)	71.3%	28.7%	68.3%	31.7%	61.6%	38.4%

⁽注)暦年ベース。「非NYSE」はFINRA登録業者の数値からNYSE会員業者の数値を差し引いたもの。 パーセンテージは営業収入を100%として算出したものである。

⁽出所) 拙稿「証券業者ビジネスの変容について」(『証券レビュー』55巻8号、2015年8月) 所載の 表より引用。

取引参加権を持つ業者を「総合取引参加業者」と呼称している。しかし、便宜上、依然として「取引所会員」と呼ば

れることが多いので、ここでも簡略化して「会員」と呼称することとする。

取引所FXの委託業務では、「委託手数料」に計上する業者と「その他手数料」に計上する業者などまちまちである。 これらの会計処理は統一されるべきだろう。

2

(にかみ きよし・大阪研究所長)

英国の投資型クラウドファンディング規制

尾 順介

はじめに

見いだされたことから、投資の新しいあり方として注目される。 おり、広範かつ多様な領域において、社会的インパクトを有するものと考えられる。特に、投資型クラウドファ ンディングの拡大は、ビジネス・起業、社会奉仕、科学、芸術、環境、エネルギーなどさまざまな分野に及んで ンディングにおいては、 世界的なクラウドファンディングの拡大が見られるとともに、国内でも周知性が高まっている。 従来金銭的リターンだけを求めてきた投資資金に、社会や環境改善に貢献する可能性が クラウドファ

規模の大小に関わらず、 はない。その要因として考えられるのが、法制度による規制の要因である。投資型クラウドファンディングに関 ラウドファンディングといえども、通常の投資の一類型に含まれ、投資者保護などの規制下に置かれるからであ しては、寄付などとは異なり、どの国の法制度においても金融・投資規制の対象となる可能性が高い。 ただし、クラウドファンディング全体の中で、投資型クラウドファンディングの割合は、必ずしも高いもので 投資型クラウドファンディングの場合、投資規模が少額であり、投資収益も少額にとどまる反面 収益が圧迫される。その結果、投資スキームが成立しなくなる可能性が生じる。したがって、投資 通常の規制が課されると、その規制を満たすための規制コストの負担は相対的に大きな 投資型ク

型クラウドファンディングが拡大・成長するためには、投資に関する規制緩和の必要性がある。しかし、過度な

ため 規制 ŋ の規制 緩和は、 両者の 側面を適切に配慮し、 緩和と、 投資者保護を疎かにし、市場の信頼性を低下させる危険性も含んでいる。したがって、 投資者保護のため 過剰規制も過小規制も排した、適切な法制度のあり方が検討されなければなら の規制整備ないし強化とのバランスが公共政策上重要な課題となる。 市場育成の つま

ない。

英国でも規制改革が進められている。特に英国では、規制改革を進めるとともに、 も行なっており、 国では、二〇一四年五月に金融商品取引法が改正された後、第二種金融商品取引業協会規則が制定された。 た米国であるが、同法に基づくSEC規則は未だ公表されておらず、制度改革に遅延が見られる。その間 ところで、クラウドファンディングに関する制度改革のパイオニアは、二〇一二年四月にJOBS法を制 今後の規制のあり方を検討する上で有益であると考えられる。 自らの規制に関するレビュー 他方、 わが 定し

そこで、本稿では、英国のクラウドファンディング規制について検討し、その特徴を考察する。

1 FCAによる規制レビューの公表

(Financial Conduct Authority:FCA)によって担われている 英国では、 投資型クラウドファンディング規制は、二〇一三年四月に設立された、 金融行為監督機構

ングに関しては、以下の規制が適用されている。その規制によると、UCISへの投資勧誘は、①プロフェッシ 団投資スキーム ョナルな顧客、②認定された、もしくは洗練された投資者として自己申告している投資者、③富裕層として認定 通常、 投資型クラウドファンディングは、株式型と集団投資スキーム型に大別されるが、この二つのうち、 (いわゆる Unregulated collective investment scheme:UCIS)を利用するクラウドファンディ 集

されたリテール顧客に制限している。したがって、日本で見られるような、匿名組合形態による集団投資スキー ムを利用したクラウドファンディングは、英国の規制の下では、かなり難しいと考えられる。この規制が、 英国

で株式型クラウドファンディングの利用を促進した誘因のひとつと推測される。

たが、二〇一四年三月、FCAは新規制を導入した。この新規制について、FCAは調査レビューを公表してお その一方、株式型クラウドファンディングに関しては、従来の規制では、かなり柔軟に対応可能といわれてき 規制の概要と現状を説明している。以下、同レビューに依拠しつつ、英国の規制を概観する。

2 規制対象と投資者・業者規制

録された株式市場に上場されず、相当なリスクを有するものとされ、同レビューでは、これを「非流動性証 ラウドファンディング・プラットフォームを通じて投資するものと定義している。ここでの資金調達手段は、登 ことを確認した上で、投資型クラウドファンディングを、事業者によって発行された非上場株式および債券にク 同レビューでは、投資型および貸付型クラウドファンディングに関して、FCAが規制上の責任を負っている

(non-readily realisable securities)」と称している。

のとなっている。したがって、この規制は、これらの証券の売付けに関する新規の消費者保護規制の導入を意味 クラウドファンディング・プラットフォームによるか否かに関わらず、これらの証券の分売全般を対象とするも している。そこで、この規制では、一定の基準を満たす消費者に対してのみ、業者は直接募集を行なうことがで まず、FCAの規制は、この種の証券がインターネットその他の手法を通じて売買されうることから、 投資型

きると定められている。その消費者とは、以下である。

- (1) 規制上の助言を受けた者
- (2) 富裕層または洗練された投資家として認定された者
- (3) この種の証券に対する投資額が純資産の一〇%以下であることが確認された者のうち、 いずれかに該当する

か確認することを義務付けている。 なお、 FCAは、 業者に対して、 顧客が規制上の助言を受けていない場合、 そのリスクを認識しているかどう

次に、クラウドファンディング事業の認可申請書を受理する際、FCAの求める情報提供を要求しており、 事

業開始について以下のステップを踏むよう奨励している。

- (1) 関連および資金)を提出すること 規制に即した適切かつ詳細な事業計画(およびそれに関連するリスク)、 予算、 経営資源(人的、 システム
- 2 ح
- 4 (3) てはならない 稼働中または適切に準備された段階にあるウェブサイト 申請書類の提出に際して、

稼働するのかを明示すること

クショナリティを明示するもの)を有しており、当該業者が認可された場合、そのウェブサイトがどのように

(5) 申請に際して、FCAの認可基準および条件項目について理解しており、完全な申請書類を提出すること

がほとんど空白の申請書類を提出したり、 類(上記の全項目の確認を含む)を提出すれば、 てきたことを同レビューは指摘している。 特に投資型クラウドファンディングの認可申請において、二〇一四年FCAは、 当該事業にとって不必要な規制上の取組を行なうような問題に直面 速やかに決定を下してきたが、過去においては、FCAは業者 申請者が整った内容の申請書

3 FCAによる監督のあり方

正で、誤解を生じさせないものであることを確保する効果があった。 適切な消費者保護が確保された。つまり、この監督手法を採用したことで、適格な顧客だけが投資できること、 ング、月次業務報告書(MI)の精査を行なった。この監督手法では、いくつかの点で規制上の介入が行なわれ、 さらに投資対象資産の属性やパフォーマンスおよび投資者の転売機会に関して、金融商品の勧誘は、 ファンディング・プラットフォームに対する監督は、当該業者の上級経営者の採用、ウェブサイトへのモニタリ 第三に、FCAによる監督については、 同レビューは次のように説明している。二〇一四年、 投資型クラウド 透明かつ公

ŋ キャピタリストによって保有される株式と同一種類であるという業者側の主張は、真実であるべきである。 情報開示を行なっていることについて確認するように尽力しているという。また、この情報は誤解を生じさせる ようなものであってはならない。例えば、プラットフォーム上で一般投資者にオファーされた株式がベンチャー 特にFCAは、潜在的投資者が情報を得た上で投資決定を行なえるよう、これらのプラットフォームが適切な これらの主張が正しいことを検証できず、業者側が誤解を生むような情報を一般投資者に与えて株式の購入 つま

を促したのであれば、FCAは重大な関心を払うことになる。もしベンチャーキャピタリストが投資の成功によ って利益を上げることができる反面、 クラウドファンディングの投資者が当該株式の希薄化によって、 同程度の

利益を配分されないならば、深刻な事態となるからである。

必要がある。 を営んでいた数社に対して調査を行なっているとしている。 クが看過されるように仕向けられる可能性があるという。 人々が知識を共有するために、プラットフォームは投資者が投資機会についてコメントできるようにしておく 市場関係者によれば、否定的なコメントは、 FCAも英国内で適切な認可なしに規制上の投資業務 いくつかのサイトでは消去され、そこでは適切なリス

4 ウェブサイトおよび勧誘に関する規制

第四に、ウェブサイトおよび勧誘に関するレビューについては、以下の通りである。二○一四年を通して、F

CAの基準に達していない場合には措置を講じた。その際、 CAは将来のことを考えて、クラウドファンディングの投資促進行為についてモニターするとともに、業者がF のウェブサイトに対して特定のレビューを行なった。二○一四年の四月から一○月の間、二五のウェブサイト (貸付型および投資型クラウドファンディングの双方を含む)では、透明、公正かつ誤解を生じさせないという、 日常業務の監督に加えて、 クラウドファンディング

たことが指摘されている。そこで確認された問題は、 なお、 投資型クラウドファンディングのプラットフォームでは、 以下である。 ほとんどのサイトで何らかの問題が確認され 金融商品勧誘ルールおよび規定に対する違反が見られたとされている。

1 バランスの欠如:利益は強調されているものの、明らかにリスク指標が欠如していた。

(2) 楽天的印象を与えるものが含まれていた。 情報の不十分さ、 欠落または選り好み:潜在的に誤解を生じさせるもの、 あるいは投資について非現実的で

(3) ŋ 重要情報の過小評価:例えば、全く資金が失われていないというクレームによってリスク警告が消去された 適切なリスク警告がパフォーマンス情報よりも目立たないようになっていた。

融商品の勧誘のモニタリングを継続し、基準に合致しない業者に対しては措置を講じるとしている。 受け入れていることが確認できるよう、ウェブサイトに必要な変更を加えるよう指導した。その結果、 指導した業者は指導に従い、速やかに要請された修正を実行したという。したがって、FCAはこの分野での金 したがって、 FCAは該当するすべての業者に接触し、 透明、公正かつ誤解を生じさせず、FCAの FCAが jν] ・ルを

5 小型社債に関する規制

ているが、これらの企業は、銀行借入が困難なものや、資金調達を模索するスタートアップ企業である。 を小規模企業がクラウドファンディング・プラットフォーム上で発行し、事業のために資金調達する事例が増え 小規模企業によって発行され、 第五に、FCAは小型社債 (mini-bond) 一般的に満期は三年から五年で、 の勧誘に関しても、レビューしている。これは、 利率は六%~八%である。 最近、 社債の一種であり、 この小型社債

率は高いため、 金融サー この小型社債は、 ビス保証制度によって保護されていない。したがって、これらの証券を不特定多数に販売する業者は、 潜在的な投資者にとっては、リスクを理解することが重要である。また、発行会社が倒産しても 投資者の間で知られるようになり、 高利回りゆえに人気を博しているが、 小規模企業の 倒産

潜在的な投資者にリスクを明確に説明する必要がある。

FCAがこの小型社債の販売をレビューした(これにはクラウドファンディング・プラットフォームと直接販

売の双方を含む)ところ、下記の懸念材料が見いだされた。

- (1) にされていないものが含まれている。 小型社債は投資家の資金をリスクにさらすものであり、 預金や元本保証の金融商品ではないという点が明確
- (2) とが明示されなければならない。 勧誘がバランスの良いものであることの重要性、 特に元本リスクと金融サービス保証制度の対象外であるこ
- 3 社債は流動性がなく、 公募社債 (証券取引所上場の社債など)と比較されるが、そこには決定的な相違があること、例えば、 保有者は満期まで保有せざるを得ないことは、投資者に明確にされねばならない。 小型
- 4 明かつ誤解を生じさせないものであるという基準を充足していることを確認しなければならない。 認可業者が非認可業者から金融商品の勧誘を要望された場合、 当該認可業者は、 金融商品の勧誘が公正、 もしFCA 透

のルールを満たしていない場合、非認可業者が勧誘することを認めてはならない。

6 ソーシャルメディアに関する規制

ンターネットであれ、その他のメディアであれ、メディアの種類に関係なく適用される。さらに、FCAのルー の監督手法の概要が示されている。FCAのルールは、消費者と業者との接触の最初の時点から、 サルテーションを公表した。そのコンサルテーションでは、デジタルメディアによる消費者通信に関するFCA ンスの良い方法で、 第六に、二○一四年八月、FCAはソーシャルメディアによる金融商品の勧誘に対する監督手法に関するコン 消費者に対して最小限の情報が与えられることを保証することを目的としており、 公正かつバラ それはイ

ルは、 なうべきことを包括的な方針としている。 セクターに特化した条項を含んでいるが、その局面でも透明、公正かつ誤解を生じさせない情報交換を行

7 新規制の評価

る規制緩和を進めるためには、クラウドファンディング規制を変更する必要性は認められないとしている。ただ るかどうかを判断するため、二〇一六年段階でレビューを公表するとしている。 いることを確認した上で、まだ判断するには時期尚早としつつも、 引き続きクラウドファンディング市場と規制のあり方に関するレビューを行ない、規制の変更の必要性があ 新規制の評価 !について、FCAは新規制導入後もクラウドファンディング市場が急速に拡大し続けて 消費者保護の強化を図りつつ、業者側に対す

一三年二八〇〇万ポンド、二〇一四年八四〇〇万ポンドと拡大しており、今後どのように新規制の影響が見られ なお、英国での投資型クラウドファンディングの成長は、二○一二年三九○万ポンドであったのに対し、二○

8 日米英の規制の比較

るのか注目されるところである。

則および米国のクラウドファンディング法と比較すると、以下の共通点を挙げることができる。 以上のように、英国のクラウドファンディングに関する規制を見た上で、日本の第二種金融商品取引業協会規

金規制が課されるが、その最低基準の緩和によって、参入促進を企図している。また、英国も資本金規制を導入 第一に、プラットフォームの運営業者について、日本では、金融商品取引業者として規制を受けるため、資本

は共通している。その点では、 登録を求めており、 その充足を求めている。これらと比較すると、米国はブローカーまたはファンディング・ポータルとしての やや規制のあり方は異なっている。 通常規制対象から除外されている購入型や寄付型プラットフォームとは、 しかし、 運営業者に対して認可を求めている点に おいて 規制上

投資に制限しているが、英国では金額要件についてはややあいまいで、 るが、投資者に対する規制を設けている点では一致している。 第二に、投資者に対する規制について、米国と日本は、 具体的に投資金額要件を設定し、 比較的緩い印象を与えるものとなってい 上限までの範囲 での

異なる取り扱いとなっている。

によって投資者保護を図ろうとする姿勢は共通していると考えられる。 第三に、情報開示について、米英日のいずれにおいても、 市場の信頼を高めることを重視していると考えられる。 かなり詳細な開示規制が定められており、 つまり、 市場の公正性・透明性を確保す 情報開示

けではないようである。 注目されるところである。 拡大を左右する要因になる。この規制がどの程度影響をもたらすかは、今後の推移を見なければ判断できないが、 れるが、米英においても体制整備に関する規制を導入しており、 第四に、業者の体制整備について、日本の規制だけを見ると、かなり厳しい体制整備が要求されるように思わ しかし、 体制整備に関する規制は、業者にとってコスト要因に直結するだけに、 必ずしも日本だけが厳格な規制を敷いてい 市場の るわ

まとめ

最後に、英国の規制の特徴を挙げると以下の通りである。

う。 否かに関わらず、これらの証券の分売全般を対象としている。これはクラウドファンディングをインターネット 上の資金調達に限定し、 ァンディングをインターネットに限定するかどうかは、単なる講学上の定義だけでなく、規制上の課題であろ 規制対象をインターネットに限定せず、投資型クラウドファンディング・プラットフォームによるか 規制上の業態を設定して規制する、日本の規制手法と大きく異なっている。

内容となっている点である。日本では、投資型クラウドファンディングには、一顧客あたり五〇万円未満とする ことが規定されているが、金額基準を設定することの有効性を考える上で参考になるだろう。 投資者に対する規制について、英国では具体的な投資上限金額は設定されておらず、 かなり緩やかな

るという点である。特に、FCAは基準に合致しない業者に対しては措置を講じるなど、かなり踏み込んだ監督 へのモニタリング、月次業務報告書(MI)の精査などを行なっており、かなりきめ細やかな監督を行なってい 第三に、業者やウェブサイトに対する監督のあり方という点で、当該業者の上級経営者の採用、 ウェブサ

を行なっているように見受けられる。今後の規制当局のあり方を考える上で参考になるだろう。 さらに、小型社債がクラウドファンディングの投資対象となっており、 規制上の課題となっていることも特徴

米国 「のクラウドファンディング法に基づくSECのレギュレーションが公表されない状況下で、

先進国

であろう。

制がどのような効果を発揮するか、注目されるところである。 でクラウドファンディングに関する規制が機能しているのは、 英国のみといえる状況にあることから、 英国の規

 $\widehat{\underline{1}}$ Financial Conduct Authority (FCA) [2013] "CP13/13". The FCA's regulatory approach to crowdfunding (and similar

activities)" p. 37

2 Financial Conduct Authority (FCA) [2015] "A review of the regulatory regime for crowdfunding and the promotion of nonreadily realisable securities by other media" pp. 1-12. なお、本稿では、煩瑣さを避けるため以下、同レビューの該当ペ

ージの表記を割愛した。

(まつお じゅんすけ・客員研究員)

預金封鎖・ELA・改革プログラム ~ギリシャ危機と「最後の貸し手」~

伊 豆

久

はじめに

たが、最悪の事態は避けられた形である。 ぐって激しい交渉を続けてきたが、最終的に、債権者側の求める経済改革案をおおむね受け入れることとなった。 合意に至るまでは、ギリシャのユーロ圏離脱の可能性がドイツの高官からも表明されるなど緊迫した情勢が続い ギリシャは、今年一月の反緊縮派政権発足以降、EU(ユーロ圏財務相会議)等と支援プログラムの延長をめ

鎖に耐えるか、しかなくなり、結局、改革プログラムを受け入れて中央銀行の資金供給を再開したのであった。 その資金供給にはECB政策理事会の承認を要する。そこで、ECB政策理事会は、資金供給を認める条件とし ギリシャ銀行(中央銀行)から借り入れるほかなくなる。しかし、ギリシャ銀行は、ユーロ圏の中央銀行として、 機能の実際を改めて知らしめた。すなわち、ギリシャの民間銀行は、預金の引出しが続くと資金不足に直面し、 プログラムを受託するか、②ECB政策理事会の決定を拒否するすなわちユーロを離脱するか、③長期の預金封 交渉の過程で、ECB 財政再建や構造改革などへの合意・遵守を求めたのである。つまり、ギリシャに残された選択肢は、①改革 (欧州中央銀行)もきわめて厳しい姿勢を維持し、ユーロ圏における「最後の貸し手」

り手側の改革プログラムの受入れと結びつけられているのである。 このように、ESM (欧州安定メカニズム)からの金融支援だけでなくECBの「最後の貸し手」機能も、 それは具体的にどのような仕組みなのか、 ح 借

1 ユーロ圏における中央銀行制度~適格担保とELA

れまでの実際の例を紹介しながら検証してみよう。

はじめに、ユーロ圏の中央銀行制度を確認しておこう。

は、総裁一名、 思決定を「ECB政策理事会(ECB Governing Council)」に一本化した。ECB政策理事会 国中央銀行は、 た。ユーロシステムは、 EUは、一九九九年に単一通貨ユーロを導入、同時に、「ユーロシステム」と呼ばれる中央銀行制度を設立し ECBの決定にしたがって実際のオペを行う実働部隊である。 副総裁一名、理事四名と加盟中銀総裁一九名から成るいわばユーロシステムの指令部であり、各 ユーロ加盟国 (現在一九ヶ国) の中央銀行と新たに設立されたECBから成り、 以下、 ECBと略 その意

て、各国の民間銀行は、それにしたがって自国の中央銀行のオペに応札し、 ECBによって、 適格取引先・適格担保基準等が定められ、 毎回のオペでの資金供給総額が決定される。 ユーロ圏単一の 、入札板、によって、

落札金利・銀行と供給金額が決まるというわけである。

自に行う資金供給であるが、①貸出先が流動性不足ではあっても債務超過ではなく、②当該国政府によって債務 担保不足に陥れば、 A(Emergency Liquidity Assistance:緊急流動性支援)を申し込むことができる。ELAは、各国中央銀行が独 問題は、 金融危機の発生、 当然、 ユーロシステムのオペには参加できなくなるが、 国債の格付けの引下げなどによって、 適格担保の不足した銀行が現れた場合である。 かわって、 当該国の中央銀行にEL

保証され、③ECBでの三分の二以上の賛成で承認された、場合に限って実施することができる。

使されたのかを、アイルランド、キプロス、ギリシャの例で見てみよう。 の局面で、きわめて大きな決定権を握っているのである。それは具体的にどのような意味をもち、どのように行 以上の資金供給メカニズムにおいて、ECBは、 とりわけ<適格担保の認定>、 <ELAの承認>という二つ

2 トリシェECB総裁からアイルランド財務大臣への手紙

務大臣宛に送られた、"Secret"の刻印のある手紙をスクープした(資料1)。 昨年一一月、アイルランドの新聞が、二〇一〇年一一月に、トリシェECB総裁(当時)からアイルランド財

な金融危機の只中にあった。 当時、アイルランドは、二○○○年代半ばの住宅バブルがはじけ、銀行が巨額の不良債権を抱えており、 金融機関のなかには、すでにECB適格担保が不足し、ELAに依存せざるをえな

い銀行もあったのである。

融機関のリストラを書面で約束することを求め、それが提出されなければELAの増額は認められないと述べて いる。そして、この手紙の二日後、アイルランド政府は、トロイカの改革案を受け入れ支援を要請することを正 ECB総裁は、手紙のなかで、EU・IMF・ECB (いわゆるトロイカ) の求める財政改革、 構造改革、 金

式に決定した。

でのみ許されるはずのELAへの依存が長期化しているのは、金融政策すなわち通貨供給の一元化を前提とする 行の破綻処理といった政治的コストの大きい抜本策を先送りできる。他方、ECBにしてみれば、例外的な状況 アイルランド政府にすれば、ELAによって何とか金融機関の資金繰りを付けられれば、公的資金の注入や銀

0 T 巻 除 F K. 7 は 政 0 カ Ε できなくなる。 ユ С В グラン 改革 す 三 暴落 府に 1 声 等から 1 0 そうし \$ 7 1 á ji 1 0) 求 ル 央 0 П ゔ 銀 ř ラン -はそこに ľ ょ ラ め で シ ル ECBは、 恫喝 した状況 Ĺ Ī ン の支援も実施され ランド る 0 る あ ス 0 行 ぉ 債務保 ド 民 グ 財 テ K, 0 決定を行 0 ラムを遵守 紙 間 ŋ た。 国 才 政 A であ 預 倩 政 P 13 0 ペ お 銀 金 債 構 府 お 0 フ V) 行 お 証 T 根 ア 封鎖 務保 ると批判 ょ は 幹 が 1 造改革を て、 滴 つ (V が イ イ --ナンシャ て、 び 格 改革案を受け 付さ を揺 ル ル 証 そ を T V) クラン 他 ラ 扣 回 る³ た。 0 実行して iz Е る イ n n ン 保 避 意味も低下してい 求 までア 資 L 7 K, が ル 基 ĸ たのはそのためであった。 その するには ラ す め 金 す 準 ル Α 61 中 玉 央銀 事 ン な 夕 た 調 債に るとは は 0 入れ (V K わ お 1 0 1 達 増 態 E およそ四 手段は、 であ ・ムズ i る状況を考慮 政 Ĉ ち、 · つ 額 行 で いると、 ラン E C B i あ が 府 ĺλ (V В ŋ 保 冒 が る 認 え、 ょ て、 に K なく、 る ケ 証 頭 め ょ た 0 月後 E L Ġ 7 Ε 債 適格担 E C B I 政 同 で述べたように、 0 意向 E の 府 n イ L 時 て定め 手 0 Α が 預 な ル Α 13 に従うほ が 紙 K (V 保基 渋 金 ラ Ŧ 11 そ ては、 増 よるア をス لح 0 0 は ラ いられ 7 引 ド 0 進 額 な T ル 滴 کج ク 出 0 Vi n 国 イ 11 7 か 年三 Ι 適 n イ 1 ザ 用 た ば 債 ル 61 な を Μ ユ 用 ル ブ 1 ラ 0 1 る 13 を 月 Ι ラ ド F 1 \Box 対 T 価 が が 쑠 免 時

資料1 ECB総裁からアイルランド財務大臣宛手紙(2010年11月19日付け) より一部を抜粋

イ

加 イ F. そ

格

以下の4点に関するアイルランド政府からユーロシステムに対する書面での約束が提出されなけ れば、アイルランドの金融機関に対するFLAの増額を認めることはできないというのが、政策理 事会の立場である。

1:アイルランド政府がユーログループに財政支援を要請すること

Μ

 \Box

- 2:要請には、EU・ECB・IMFとの合意に沿った財政改革、構造改革、金融機関のリストラに 関するコミットメントが含まれていること
- 3:金融機関のリストラ案には、アイルランド政府とEU、IMF等による資本注入が含まれるこ
- 4:ELAは、アイルランド政府が完全に保証し、返済の遅延はただちに政府によって補償される こと

(出所) ECB, "Irish letters" (www.ecb.europa.eu/press/html/irish-letters.en.html)

そうなれば、アイルランド国債を保有する銀行は、ELAではなく、 的に停止する、つまり、 格付け等の通常の基準を満たせなくともオペの適格担保として認めるという決定である。 通常のオペで資金を調達できるのである。

オペであれば政府保証は不要であり、万一貸倒れが発生した場合もその損失はユーロシステム全体で負担される 借り手である民間銀行からすれば、ELAであれオペであれ、中央銀行からの供給である点で同じであるが、

を保有する銀行の通常のオペへの復帰が認められたのである。(4) 改革プログラムの受託を表明することでELAが認められ、さらにその着実な実行が確認された時点で、 国債

ことになる

ロスとギリシャは、 アイルランドは、このようにして、改革プログラムを受け入れることで預金封鎖を回避したのであるが、 預金封鎖を経験することとなった。

3 キプロスの預金封鎖

その改革案の中に預金の削減(預金課税)が含まれていたことから、キプロスでは預金の取付けが発生、同月一 撃を受けることになった。二〇一三年三月に、トロイカとキプロス政府の間で支援に関する合意が成立するが、 九日から銀行休業を余儀なくされたのである。キプロス議会も同日、 キプロスは、 ギリシャとの経済的関係が強いことから、二〇一〇年に発生したギリシャ危機によって大きな打 預金課税法案を否決し、キプロス経済は大

は、 そうしたなかECBは、二一日に、キプロス中央銀行のELA残高を二五日までは維持するものの、それ以降 トロイカの改革プログラムの受入れ・遵守を条件とすることを発表したのである。

混乱に陥った。

結局、二五日にキプロスと支援側で合意が成立し、ECBはELAの増額を承認し、キプロスの銀行も二八日

から営業を再開することになった(ただし一人一日の預金引出しは三百ユーロまで)。

さらに、ECBは、キプロス国債についても、五月二日に、適格基準の適用免除を決定、(ごく短期間の免除停

止期間をはさみながら)現在まで、継続している。

と非付保預金者の債権をすべて切り捨ててキプロス銀行に事業譲渡するなどの、厳しい再建策が実行されたの える預金 その後キプロスは、 (非付保預金) トロイカの求めた改革案に沿って、 の四七・五%を削減 (株式転換)、ライキ銀行については、株主だけでなく債券保有者 最大手のキプロス銀行については、一〇万ユー \Box を超

ギリシャ危機とECB

では、ギリシャの場合は、ECBでの国債の扱いやELAはどのようなものだったのだろうか。

リシャ国債を格付け等にかかわらずユーロシステムのオペにおいて適格担保に認める>というものであり、 意すると、翌日、ECBは、ギリシャ国債に適格担保基準を適用しないことを発表する。これがEU、 ECBから成るトロイカ支援の最初となったわけであるが、とは言うものの、ECBの支援は、具体的には<ギ 二〇一〇年春、 ギリシャの債務危機が深刻化するなか、五月二日にギリシャ政府とEU、 やIMFとは支援の形は異なっている。 IMFが支援策で合 I M F 直接

シャ国債の適格基準免除を停止し、一二月一九日には第二次支援プログラムのユーログループによるレビューの 二〇一二年二月二一日には、債務の再編をともなう第二次支援がまとまる。ECBは、同年七月一八日にギリ 的に資金を供給するEU

(ユーロ圏)

結果がよかったことをもって再び免除を認める決定を行っている。改革プログラムの進捗状況を精査しつつ、担(Ξ)

保としての承認を調整しているのである。

そして今年一月の反緊縮派のチプラス政権の誕生となる。

シャ国債の適格基準適用免除を停止する。ここで、国債はオペ適格でなくなったため、担保の不足する銀行はE LAに依存することになる。そして、二月二〇日、トロイカ側が、二月末期限の支援を六月末まで延長する(= まず二月一〇日、ECBは、第二次支援で合意された改革プログラムが十分に実行されていないとして、ギリ

六月末で打ち切る)ことを決定し、以降、ギリシャ政府との厳しい交渉が続くのである。

鎖(引出しは一人一日六○ユーロまで)に踏み切るとともに、七月五日の国民投票では反緊縮派が勝利したので 用意がある」とも明記され、ギリシャに改革案の受託を求めたのであるが、ギリシャ側は、その翌日から預金封 発表するが、その意味は増額を認めないということである。またそこには「政策理事会は、この決定を再考する そしてその期限が迫った六月二八日、ECBは、ギリシャ銀行のELAについて、現行水準を維持することを

を引き上げる決定をしている。つまりELAを利用するためにはこれまでより多くのギリシャ国債等が必要とな しかしECBは六日、改めてELAの増額は認めないことを発表すると同時に、ELAの担保のヘアカット率 ある。

額を決定。ギリシャの銀行は二〇日から、引出し額を<一日六〇ユーロ>から<一週間で四二〇ユーロ>に緩和 結局、ギリシャ政府が譲歩することとなり、議会も改革案を可決した。それを確認するとECBもELAの増

して営業を再開したのである。

ラムの重視である。

以上の経緯が示しているのは、 危機国に対するECBのきわめて大きな権限であり、そこにおける改革プロ グ

銀行に国債を引き受けさせることによって、(高率のインフレ発生の危険をともないながらも)一時的な資金繰 すなわち、 一般的には、債務危機に陥った政府は、 自国通貨建て債務であれば、 自国の金融機関あるいは 中央

りをつけることができる。管理通貨制度の、メリット、である。

ての適格性を回復するまでは) ムのオペの適格担保でなくなってしまう。そこで財政改革が実施されなければ(あるいはそれによって担保とし ところがユーロ圏の場合、 債務危機が発生すると、国債は格付けが引き下げられるだけでなく、ユーロシステ 金融機関はELAに依存するほかなくなる。

が必要であるとしており、危機国は、 ところが、ECBが、適格担保としての承認やELAの認可には、改革プログラムの受入れとその着実な実施 〈預金封鎖か改革か〉を迫られることになる。しかし、長期に及ぶ預金封

鎖に耐えられる経済は存在しない。

特異な中央銀行制度となっている理由は、一つには、改めて言うまでもなくユーロ圏が財政統合をともなわない 通貨統合であるためであり、もう一つは、ECBには、金融機関の破綻処理は政治 こうしたECBの 「最後の貸し手」機能は、 日本銀行のそれとも、FRBのそれとも大きく異なる。そうした (財政) の仕事であり、 中央

銀行による財政の肩代わりは許されないとするドイツ的考え方がきわめて強いためである。 リーマンショック以降、日本や米国ではやや後退した感のある構造改革路線が、 ユーロ圏

では大きな影響力を維持している、一つの背景ともなっているように思われる。

- 1 政策理事会における議決権は、 の対象外であるため、議決権総数は一一票となる。 ECB, "Rotation of voting rights in the Governing Council," December さらに加盟国が増えたとしても)一五票とするローテーション方式が開始されている。執行部六名はローテーション 従来、参加者一人一票であったが、今年一月より加盟中央銀行総裁の議決権は
- 2 Cliff Taylor, "Triche letter revealed: ECB threatened to stop emergency funding unless Ireland took bailout," The Irish ともにウェブサイトに公表した。 Vincent Boland and Peter Spiegel, "ECB threatened to end funding unless Ireland sought bailout," Financial Times, November 6, 2014. → 参照: letters"として、アイルランド危機の原因の解説(そこではアイルランド自身の経済運営の失敗が強調されている)と Times, November 6, 2014. この記事が発表されたその日に、ECBは、これ以外の手紙を含む関連文書を、 "Irish
- 3 Decision of the European Central Bank of 31 March 2011 (ECB/2011/4)
- 4 アイルランド国債は、その後、 適用が再開されている(ECB/2014/12)。 格付け等の適格担保としての条件を回復し、二〇一四年三月一二日、適格担保基準の
- 5 ECB, "Governing Council decision on Emergency Liquidity Assistance requested by the Central Bank of Cyprus," March 21, 2013; Central Bank of Cyprus, Annual Report 2013, p. 29
- (Φ) ECB, Decision of the European Central Bank of 2 May 2013 (ECB/2013/13).
- (~) Central Bank of Cyprus, Annual Report 2013, p. 31
- 8 ただし、キプロスの場合、大口預金者のうち多くを非居住者が占めており、またその一部にはマネーロンダリングの

疑惑が指摘されるなどの特殊事情もあった。

- 9 ECB, Press Release, May 3, 2010; Decision of the European Central Bank of 6 May 2010 (ECB/2010/3).
- 10 ECB, Decision of the European Central Bank of 19 December 2012 (ECB/2012/32).

ECB, Decision of the European Central Bank of 10 February 2015 (ECB/2015/6).

11

13

- 12 ECB, "ELA to Greek banks maintained at its current level," Press Release, June 28, 2015.

Claire Jones and Kerin Hope, "ECB tries to shun role to executioner to Greek banks," Financial Times, July 6, 2015.

14 Claire Jones, "Mario Draghi casts himself as guardian of monetary union," Financial Times, July 16, 2015.

(いず ひさし・客員研究員)

日銀の国債保有状況と国債市場の流動性

志馬 祥紀

1 はじめに

二〇一三年四月以降の日銀の新金融政策 (いわゆる異次元緩和) を巡り、 様々な議論が提起されている。 その

つに、国債市場の取引流動性の問題がある。

同議論は「日銀の大規模な国債の取得・保有により、 国債市場の取引が減少した」とする、実務家サイドによ

る問題提起が発端である。

た国債取引状況の推計、③日銀保有国債を考慮した売買回転率の推計等、 流動性を巡る議論を紹介し、①日本銀行による国債保有状況の推計、 国債取引市場に影響を与えているのかを検討しなければならない。 のためにどの程度の取引を行っているのかを明確にする必要がある。その上で日銀による国債保有が、 こうした取引流動性を考えるに際しては、日本銀行がどれだけ国債を保有しているのか、また日銀が国債保有 以下では当該問題意識を念頭に、 ② 日 銀 国債市場の流動性について分析を行う。 (及び政府部門) による取引を控除し 国債市場の どの程度

2 国債市場の取引流動性を巡る議論

見が出ている。例えば最近出た報道において、あるアナリストは「国債市場の流動性は減っており、 国債市場の取引流動性低下を巡る議論は、二〇一三年の異次元緩和以降、国債市場に携わる実務家を中心に意 値が振れや

内容となっている。 すい状況だ」とコメントした。これは現物国債市場の取引流動性の低下と国債価格変動の拡大指摘がその中心的

と否定的な発言を参議院財政金融委員会で行っており、両者の意見は相反している。 方、 黒田日銀総裁は、国債市場の流動性の低下について「流動性が大きく低下しているとは認識していない」

ある。 開きや金利変動の状態等)」等の状態を「流動性」として表現する事例もある等、 い点が多くみられる。 ここで注意が必要なのは、これらの流動性を巡る意見について、必ずしも発言者の定義が一 流動性が単純に「売買高」を指す事例もあれば、「取引執行の容易さ(取引板の厚み、 双方の議論がかみ合っていな 売買スプレッドの 致してい

取引データによる検証」。以下「日銀ワーキングペーパー」)。当該分析については興味深い点が多いことから、 果を示したワーキングペーパーが発表された(黒崎哲夫、 こうした状況を踏まえて、 日本銀行スタッフにより、 流動性についての分析枠組みの提示と現時点での分析結 熊野雄介、 岡部恒多、長野哲平「国債市場の流動性

などさまざまな市場の取引データを用いて構築し、その動向を観察している。 同ペーパーにおいては、 国債市場の流動性を把握するための諸指標について、 長国先物、 現物国債、 SCレポ

以下、

内容を紹介する。

標を分析し、 現物国債市場における証券会社の提示レートのばらつき、 緩和拡大以降の国債市場の流動性についての暫定的なインプリケーションとして、 先物市場における「板」の厚み、 一回の取引が市場価格に及ぼす影響 SCレポ市場における国債の「貸借料」など複数の指 (マーケットインパクト)、 以下の内容を報

引 の取引が市場価格を動かしにくい」という意味での市場の「弾力性」は、やや低下している可能性もある。 ク枚数でみた市場の厚みは幾分低下しており、「いったん減少した『板』の枚数が戻りやすい」、あるいは「一回 金融緩和の拡大以降も、 次に、 まず長国先物市場については、二〇一四年秋以降もビッド・アスク・スプレッドはタイトであり、 件あたりのサイズも維持されている。これら伝統的な指標をみる限りでは、二○一四年一○月の 国債市場 (現物市場)については、二〇一四年秋以降もディーラー間取引は相応の水準を維持する一方、 国債市場の流動性は目立っては低下していないようにみられる。一方で、ベスト・ 量的 出来高や取 質的 アス

いる。もっとも、 そして現物国債と長国先物の連動性については、高めの水準にあり、 現物国債が長国先物対比でやや割高となる傾向もみられる。 長国先物の金利ヘッジ機能は維持されて

が大きくなる」といった意味で、市場が「薄く」なっている可能性がある。

対顧客取引は低迷している。対顧客取引において、一部銘柄については、「現実に売買ができる価格のばらつき

にみると希少性が高まっている銘柄もある。 またSCレポ市場では、二〇一四年下期以降、 貸借料が幾分上昇している銘柄が増加しており、 個別の銘柄毎

障は生じておらず、 ら作成した諸指標などを仔細にみると、二〇一四年秋以降、 最後に、全体の評価として、 国債市場の流動性が極端に低下しているわけではない。もっとも、 現時点では、国債市場における取引の執行やポジションのヘッジなどに大きな支 複数の指標が、 市場流動性が低下していることを示 個別の取引データなどか

すなわち、日本銀行による国債買い入れの増加が直接的に現物国債の需給をタイト化させることを通じて、何が その上で、二〇一四年秋以降の市場流動性低下の背景について、現時点で確定的な回答を出すことは難しい。 唆しているようにみられる。

利の することも考えられる。一方、前者の要因や、より構造的な要因が主因となっているのであれば、 ながっていた可能性もある。仮に後者の要因が強ければ、今後の長期金利の動向次第で、市場流動性が再び しかの影響をもたらしている可能性も否定できない一方、この時期に生じた長期金利の急低下や短中期ゾーン金 マイナス化が、 国内投資家の一時的な売買手控えなどを通じて、 上記諸指標が示すような流動性 国債市場 の低下に 回復 Ő

「厚み」や「弾力性」が元の水準に戻らない可能性がある、としている。

により状況が異なる可能性があること、その上で、確認された変化について、現時点では「構造的な問題」であ とは、分析対象(市場)毎に、状況は異なっており、流動性の低下について、「低下を示唆する指標」と「変化 るのかあるいは のみられない指標」の併存がみられること、また、異次元緩和の時期(二〇一三年四月及び二〇一四年一〇月) して)確定的な結論は示されていない点に特徴がある。 以上、日本銀行ワーキングペーパーの内容について(暫定的な)結果を引用したが、同ペーパーが示唆するこ 「一時的な問題」か、(最近の金利水準の急低下が、 一時的に問題を発生させた可能性があると

本稿においても、 同ワーキングペー パーとは異なる立場から、 国債市場の取引流動性の増減について検討を行

3 日本銀行の国債保有状況

う。

(1)日銀の国債保有状況(残存期間ベース)

債を保有しているのか、さらに、その保有状況と取引高の関係を考慮する必要がある。 国債市場の取引流動性を考えるに際しては、 単純に取引高の推移をみるだけではなく、 日本銀行がどれだけ国

する。 まで) 日銀の残存期間別の保有状況と国債取引市場の状況を対にして考えなければ、 従って、 国債取引市場で売却されることは考えにくい。 日本銀行が保有している国債は、 日銀の保有する国債比率によって、 ―昨今の金融状況を考えると―相当な期間 国債市場の取引流動性への影響度が変化すると予想される。 これは市場における潜在的な取引玉が減少することを意味 国債市場の取引状況の実態把握は (最長の場合、 償還期限

困難となる

率は低いと考えられる。こうした取引行動は、 は異なると考えられ、 したデータに基づき、 また日本銀行自身が国債市場で行っている取引は、(昨今の金融情勢の下では)購入が中心であり、 国債市場の売買高を分析し、 国債市場の取引分析上、 同列に扱うことには疑問がある。本稿では、 (売買双方の取引を行っているであろう)他の売買プレイヤーと 更に売買回転率についても計測する。 日銀の売買高を控除 売却 の比

況 期 · えても、 銘柄群から構成されており、 最後に、 長期・ (銘柄数) (銘柄数を調整した場合)「一銘柄あたりの平均取引高は変化していない」可能性もあり得る。 超長期といった期間別にひとくくりに分類される国債は、 テクニカルな事柄ではあるが、国債は、株式市場のように一銘柄で存在する金融商品ではない。 の変化を踏まえて国債市場の売買を計測しなければ、「国債市場の取引が減少している」 国債市場とはそれら銘柄群の取引市場の総称である。 実際は数多くの(発効日等な条件が異なる) つい ては、 個 々 の銘 本稿は同 ようにみ |柄別の状 中

債残高の推移を、 以下、 本節では、 リーマンショックが発生した二〇〇八年以降の三・九月末の残存期間別に示している。 日本銀行の国債保有状況の残存期間ベースでの推移について述べる。 図表1は、 Н 銀

保有残高の平均残存期間は、異次元緩和前は減少傾向にあったが、異次元緩和後その値は増加している。

点についても考慮した分析を行う。

F (36)

門は ―二〇年未満部門が 玉 債 保有 $\overline{\bigcirc}$ 残 几 高 军 0 九 増 +月時点では 加 兀 笓 00 率 0 % 高 13 五. 部 門は

0

兆円

0

増

加

未満

四

兆円

0

増

加

闻

五

几

兆円

0

増

加

2

五

年

部門である

③ —

五.

—二〇年未満

加 図 た 表2中、 部 門 は、 玉 [債保有残高 ① 五. 0 が 年 最 未 b 満 増

る^④ 月 緩 較した図表2は、 となっている。 の三・八一年に比して) (二〇一三年三月) 和 五年三月末の値は六・二九年であ 0 (最小値である二〇一三年三 直 前 五年三月) 直後 異次元緩和 異次元緩 と第二次異 <u>-</u> を比較し 約 和 前 兀 一後を比 開 年 次 始 七 月 九

図表 1 日銀保有国債残高

(残存期間ベース、単位:億円)

	2008年9月	2009年3月	2009年9月	2010年3月	2010年9月	2011年3月	2011年9月
2年未満	132,350	134,951	172,232	173,907	201,195	234,623	253,180
2-5年未満	131,187	126,383	118,215	132,210	142,376	138,911	158,506
5-10年未満	79,294	88,827	89,805	108,162	117,900	125,307	111,992
10-15年未満	40,016	39,192	44,872	51,338	58,824	53,720	61,716
15-20年未満	32,418	29,774	27,446	24,825	22,315	25,199	20,302
20-30年未満	13	436	2,604	3,966	4,731	5,410	5,865
30-40年未満	0	0	0	0	0	0	0
合計	415,278	419,563	455,174	494,408	547,341	583,170	611,561
平均残存期間値	5.21	5.15	5.09	5.1	4.9	4.82	4.69

	2012年3月	2012年9月	2013年3月	2013年9月	2014年3月	2014年9月	2015年3月
2年未満	324,378	300,697	451,468	467,415	499,172	541,197	583,143
2-5年未満	156,404	253,633	202,396	341,815	415,703	485,117	623,829
5-10年未満	127,767	156,227	162,509	296,474	419,441	526,202	617,013
10-15年未満	64,432	67,940	60,979	69,333	73,195	80,944	104,832
15-20年未満	19,346	21,752	19,099	49,883	80,989	99,000	119,375
20-30年未満	5,864	6,087	5,372	11,775	20,044	24,545	51,438
30-40年未満	0	0	0	4,125	7,579	12,237	20,247
合計	698,191	806,336	901,823	1,240,820	1,516,123	1,769,242	2,119,877
平均残存期間値	4.25	4.56	3.81	4.87	5.57	5.81	6.29

- ・残存期間の分類は各月末時点ベース。
- ・2010年11月以降は「資産買入等基金」保有分も含む。
- ・(出所) 日本銀行Web site「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」。(https://www.boj.or.jp/statistics/boj/other/mei/)。
- ・(算出方法) 日銀の国債保有銘柄について、各月末時点における償還までの残存期間を算出。
 - (日銀発表データ中、償還期限等の情報は未記載のため、日本証券業協会「公社債便覧」と照合の上、算出)。

間部 伸び への保有姿勢の変化が への保有姿勢の変化が ぞれ超長期部門が拡大 年三月の一六・八年か 未満部門が、二〇一三 表では、 の推移である。 ら二〇一五年三月には 日銀の超長期保有国債 している。 が+八五〇 二〇―三〇年未満部門 七・九年となり、 図表3は、 が高 門の平均残存期 五年三月時点では 年間期間が拡大 一五—二〇年 13 当該部門の)% と、 背景に 各残存期 当該図 それ は 約

図表 2 日銀保有国債の時期別比較

(単位:億円、%)

	2013年3月に対する増加額					
	2014年 9 月	2015年 3 月				
2 年未満	+89,729	+131,675				
2-5年未満	+282,721	+421,433				
5-10年未満	+363,693	+454,504				
10-15年未満	+19,965	+43,853				
15-20年未満	+79,901	+100,276				
20-30年未満	+19,173	+46,066				
30-40年未満	+12,237	+20,247				

巾比率
2015年 3 月
+29.17
+208,22
+279.68
+71.91
+525.03
+857.52
NA

⁽注) 最も長期のタイムゾーンである30-40年未満値の増加比率については、2013年3月の保有額が0のため、算出不可能である。

図表 3 各残存期間部門中の平均残存期間

	2008年9月	2009年3月	2009年9月	2010年3月	2010年9月	2011年3月	2011年9月
2 年未満	0.7	0.8	1.0	1.0	0.8	1.0	1.0
2-5年未満	3.3	3.2	3.5	3.3	3.2	3.4	3.5
5-10年未満	7.2	7.1	7.1	7.1	7.1	7.2	7.3
10-15年未満	12.9	13.1	12.8	12.8	12.6	12.5	12.5
15-20年未満	16.8	16.6	16.4	16.6	16.7	16.6	16.9
20-30年未満	26.3	26.5	25.1	24.8	24.6	24.2	24.2
30-40年未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全銘柄平均	5.21	5.15	5.09	5.1	4.9	4.82	4.69

	2012年3月	2012年9月	2013年3月	2013年9月	2014年3月	2014年9月	2015年3月
2 年未満	0.9	1.3	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0
2-5年未満	3.2	3.1	3.2	3.5	3.6	3.6	3.6
5-10年未満	7.1	7.2	7.1	7.6	7.8	7.9	8.0
10-15年未満	12.3	12.3	12.1	12.1	12.2	12.2	12.6
15-20年未満	16.8	16.9	16.8	17.0	17.6	17.8	17.9
20-30年未満	23.7	23.9	23.5	26.0	27.1	27.2	27.1
30-40年未満	0.0	0.0	0.0	38.9	38.6	38.3	37.7
全銘柄平均	4.25	4.56	3.81	4.87	5.57	5.81	6.29

月の 年未満 均残存年 に残高が減少してい 移をみると、二年未満部門のように相 月には約八七二兆円に達した。 推移を示 長 期間が拡大している。 わ 全体的には拡大している。 の約七五六兆円から拡大し、 いて、二〇一三年三月が二三・五年 している。また二〇―三〇年未満部門に け 図表 2 V3 一五年三月の二七・ 部門 約 相 五 部 4 国債の発行残高状況 数も拡大しており、 菛 の変化が顕著である。 対的に残高の少ない)三〇 は発行済み国 てい 四年から二〇一五年三月には 0 伸 る。 び は著 残高は二 る部門もみられ **宣債残高** 相 Ū 年 61 対的に残存期 長期部門、 へと約 $\overline{\circ}$ また全体 の 部門別 Ŏ)残存! 八年 五. から一 期 るが 年九 とり 年三 間 0 厄 対的 0) 九 間 苸 推 月 别

図表 4 国債発行残高の推移

(残存期間ベース、単位:億円)

	2008年9月	2009年3月	2009年9月	2010年3月	2010年9月	2011年3月	2011年9月
2年未満	2,662,719	1,855,942	1,956,400	2,151,243	2,254,191	2,313,510	2,168,110
2-5年未満	1,856,618	1,870,501	1,891,226	1,915,578	1,946,895	2,010,437	2,105,742
5-10年未満	1,954,806	1,926,569	1,877,394	1,852,280	1,852,916	1,846,284	1,919,258
10-15年未満	492,196	477,297	475,799	465,594	462,479	451,861	481,302
15-20年未満	451,033	474,883	507,933	543,865	580,173	613,101	650,977
20-30年未満	143,453	164,118	185,051	221,523	256,213	285,548	329,441
30-40年未満	3,203	7,277	12,776	19,543	25,822	31,998	48,608
合計	7,564,028	6,776,587	6,906,579	7,169,626	7,378,690	7,552,740	7,703,438
平均残存年数	5.38	6.08	6.15	6.20	6.29	6.39	6.61

	2012年3月	2012年9月	2013年3月	2013年9月	2014年3月	2014年9月	2015年3月
2年未満	2,325,324	2,389,671	2,488,106	2,522,561	2,538,808	2,475,464	2,481,569
2-5年未満	2,120,640	2,093,195	2,064,818	2,072,241	2,057,029	2,066,737	2,070,612
5-10年未満	1,819,345	1,839,057	1,860,362	1,901,420	1,955,082	2,003,719	2,029,528
10-15年未満	482,827	497,050	509,529	532,196	549,152	580,899	614,655
15-20年未満	654,724	686,047	731,791	767,934	809,240	845,876	875,818
20-30年未満	363,268	402,290	429,325	465,536	490,062	521,299	553,220
30-40年未満	49,241	57,764	66,361	75,112	84,934	94,832	104,455
合計	7,815,369	7,965,074	8,150,292	8,337,000	8,484,306	8,588,826	8,729,856
平均残存年数	6.67	6.82	6.92	7.05	7.20	7.41	7.57

[・]残存期間の分類は各月末時点ベース。

^{· (}出所) 日本証券業協会Web site「公社債便覧」(http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/kousyashi/index.html)。

(単位:%)

	2008年9月	2009年3月	2009年9月	2010年3月	2010年9月	2011年3月	2011年9月
2年未満	5.0	7.3	8.8	8.1	8.9	10.1	11.7
2-5年未満	7.1	6.8	6.3	6.9	7.3	6.9	7.5
5-10年未満	4.1	4.6	4.8	5.8	6.4	6.8	5.8
10-15年未満	8.1	8.2	9.4	11.0	12.7	11.9	12.8
15-20年未満	7.2	6.3	5.4	4.6	3.8	4.1	3.1
20-30年未満	0.0	0.3	1.4	1.8	1.8	1.9	1.8
30-40年未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全合計	5.5	6.2	6.6	6.9	7.4	7.7	7.9

	2012年3月	2012年9月	2013年3月	2013年9月	2014年3月	2014年9月	2015年3月
2年未満	13.9	12.6	18.1	18.5	19.7	21.9	23.5
2-5年未満	7.4	12.1	9.8	16.5	20.2	23.5	30.1
5-10年未満	7.0	8.5	8.7	15.6	21.5	26.3	30.4
10-15年未満	13.3	13.7	12.0	13.0	13.3	13.9	17.1
15-20年未満	3.0	3.2	2.6	6.5	10.0	11.7	13.6
20-30年未満	1.6	1.5	1.3	2.5	4.1	4.7	9.3
30-40年未満	0.0	0.0	0.0	5.5	8.9	12.9	19.4
全合計	8.9	10.1	11.1	14.9	17.9	20.6	24.3

日銀保有国債が国債発行残高に占める 図表 6 比率の時期別比較

(2013年3月に対する増加状況 (%))

	2014年 9 月	2015年 3 月
2 年未満	+3.72	+5.35
2-5年未満	+13.67	+20.33
5-10年未満	+17.53	+21.67
10-15年未満	+1.97	+5.09
15-20年未満	+9.09	+11.02
20-30年未満	+3.46	+8.05
30-40年未満	+12.90	+19.38

あり、 れら部門は二〇一五年 も値が上昇した部門は 上昇しており、 三月についても同様に り+一三・七%)。 加している 五―一〇年未満部門で 一一五年未満部門であ +一七・五%増 (第二位は 五.

九月及び二〇一五年三月における数値の上昇分 行残高中に占める比率から、 異次元緩和後の二〇

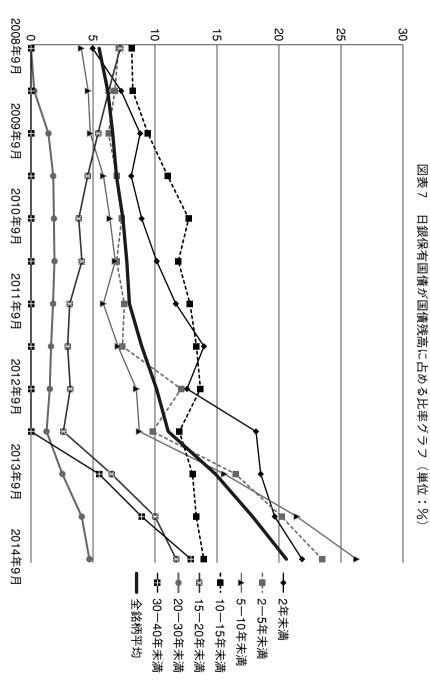
を示している。

図表6は、二〇一三年三月における日銀国債が (差額 国 四年 [債発

況を調べたものが図表6である。 している。 図表5は、 図表5のデータ中、 日銀保有国債が国債残高に占める比率を示 異次元緩和前後の変化状

七・六年まで拡大した。

二〇一四年九月に最



(41)

債残高に占める比率にそのまま該当する。なお三○

一四○年未満部門は、 ○年未満部門も+一九・四%上昇しており、異次元緩和の結果は、 〇年未満部門で+二一・七%、二―五年未満部門で+二〇・三%となっている。同三月期においては、三〇―四 前述の日銀の保有状況にみられる特徴が、 国債発行額が相対的に少ないことから、 国

日銀の影響度が高い点も注目される。 している一五~四〇年のグループに二極化している。 (=異次元緩和前から相対的に保有高が大きい) 二~一○年のグループと、 図表5をグラフ化したものが図表7である。 図表7においては、 全銘柄の平均値を境として、 異次元緩和後急激に残高比率が上昇 上方に位 置する

4 国債市場の取引高分析

(1)国債市場の取引高の推移(発行時の残存期間ベース)

前節では、 日本銀行の国債保有残高状況の推移等のストックデータについて分析を行った。本節ではこれらデ

ータを踏まえて、国際市場の取引高状況について分析を行う。

(利付)超長期」「(利付)長期」「(利付)中期」の各国債データを加工・使用する。 データは日本証券業協会の発表する「公社債種類別店頭売買高」「国債投資家別売買高」であり、 データ中の

期間の異なる国債のデータ範囲は以下のとおりである。

(利付) 中期国債」には二年利付国債、 五年利付国債、 四年利付国債が含まれる。

非公募)、本州四国連絡橋債券承継国債(含非公募)、一〇年物価連動国債が含まれる。 (利付)長期国債」には六年利付国債、 一〇年利付国債、 国鉄承継国債 (含非公募)、 石油債券承継国債(含

(利付) 超長期国債」には、二〇年利付国債、三〇年利付国債、 四〇年利付国債、 一五年変動利付国債が含

まれる。

う。 ており、 同データの取り扱い上、注意が必要な点は、これら国債の期間分類は発行時における償還期間の長さに基づい (前節で扱った) 残存期間ベースの分類とは異なることである。当該点に配慮しつつ、以下の分析を行

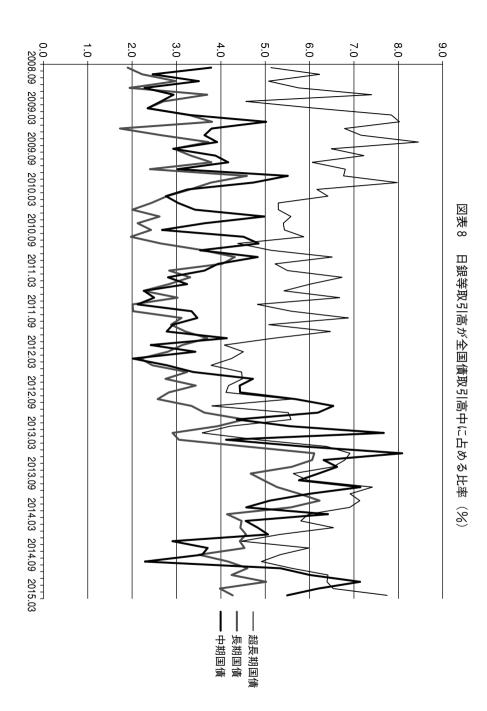
分けて考える必要がある。 購入している。 まず日本銀行の売買状況を取り扱う。 言い換えれば、 しかし購入された国債が再度証券市場で売却されることは、(昨今の金融情勢をみる限り)考え 国債市場の取引を考える上で、 日本銀行は金融政策目的を達成するために、 日銀の取引は売買双方を行う他のプレイヤーの行動とは 大量の国債を証券市場から

を、 日本銀行(及び政府等)と銀行間の国債取引を控除したものをその実態的取引とみなす(国債投資家別売買高中、 日本銀行等-ついては 日本銀行 (日銀の売買を把握した上で控除するために、 ―銀行間取引は (及び政府等、 以下「日本銀行等」)の取引とする。 「その他」に分類されている。「その他」 やや乱暴ではあるが)国債投資家別売買高データより 項は往復計算値のため、 半分に除したもの

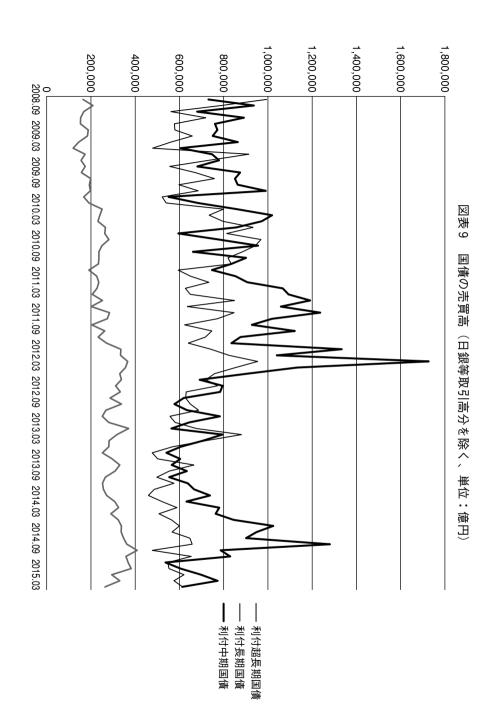
図 図表8は、 |表8中、 当該方針の下で計算された、日本銀行等の取引が全国債取引高において占める比率を示す。 二〇〇八~二〇一二年頃までは、 超長期取引に占める日銀等取引高の比率が相対的 に高 超

国債が五~八%、 中期 長期国債が二~五%)が、二〇一二年以降は中期・長期国債の比率が上昇し、 超長期国

図表9は、 日銀等取引高を控除した国債市場の取引高推移である。同図表中、 中期国債の取引高が最も大きく、 債との著しい違いは認められない。



(44)



次いで利付長期国債、 最後に利付超長期国債の順となっている。

四年には再度取引高が拡大している。長期国債も概ね中期国債と似た動きを示す にかけて拡大・ピークアウトし、二〇一三年以降は取引高が減少するも、二〇一 取引高の変動は、 超長期国債は一貫して取引高が増加傾向にある。 中期国債の取引高が最も大きく、二〇〇八年から二〇一二年

図表10は、 図表9のデータに基づく異次元緩和前後の期間を比較してい

元緩和 (二〇一三年四月—二〇一四年九月)、第二次異次元緩和 (二〇一四 具体的には、異次元緩和前 (二〇〇八年九月—二〇一三年三月)、第一次異次

ている(基準化は異次元緩和前期間の平均売買高を一○○として算出)。その結 ○一五年三月)までの期間について、各取引高の平均及びその基準化値を比較し 〇月―二〇一五年三月)、そして異次元緩和後の全体平均(二〇一三年四月―二

果、 中期国債 長期国債の取引高は約二割減少する一方、 超長期国債の取引高は

一一五割増加している。

(2)残存銘柄数を考慮した売買高

前節では、

は、各期間の銘柄残高数が一定していない点に注意が必要である。

銘柄数が変化

国債売買高の変化状況について述べた。ただし、前節資料について

(増加・減少)する場合、国債市場全体の取引高と一銘柄あたりの取引高の傾向

図表10 国債売買高の変化状況(期間別平均取引高の比較)									
		売買高		基準化					
	中期	長期	超長期	中期	長期	超長期			
異次元緩和前 (2008年9月-2013年3月)	835,075	698,237	226,080	100.0	100.0	100.0			
第 1 次異次元緩和 (2013年 4 月-2014年 9 月)	681,941	549,278	280,749	81.6	78.6	124.1			
第2次異次元緩和 (2014年10月-2015年3月)	750,156	559,410	339,864	89.8	80.1	150.3			
異次元緩和後の全体平均 (2013年4月-2015年3月)	698,995	551,811	295,527	83.7	79.0	130.7			

に 図 かい離が発生する可能性がある。 表 11 は、 二〇〇八年九月から二〇一五年三月までの三・九月末における国 以下では一銘柄数あたりの平均取引高に注目した分析を行う。 |債の銘柄数残高数の推移を示して

いる。

中期・ 三月の八五銘柄にまで減少した。 六七銘柄から二〇一五年三月には二一八銘柄まで上昇している。この結果 と減少し、 中期債 長期債と超長期債間で銘柄数について異なる方向性が生まれてい の銘柄数は二〇〇八年九月の六七銘柄から二〇一五年三月の五九銘柄 長期債の銘柄数は、二〇〇八年九月の一〇八銘柄から二〇一 一方、超長期債の銘柄数は二〇〇八年九月の 五年

柄の残存数 (図表11) により、 銘柄あたりの平均取引高を算出した、 月次売

買高状況の推移である。

図

| 表12は、

日銀等取引高を控除

した国債売買高

(図表9)

について、

玉

]債銘

が、 月についてのみ分析を行った(なお図表12において二〇〇八年九月の取引高を 本来ならば 作業リソースの 対象期間中の全月次データについて数値を出すことが望まし 関係から、二〇〇八年から二〇一五年三月までの各三・九

○○として基準化したデータを併せて表示)。

図表12のデータを簡略化するために、

に同じ)の平均値を算出している(基準化データについては、二〇〇八年九月

表13では、

図表12の三・九月(のみの)

データについて、

対象期間別

図

表。 10 図

修正を加えたものが図表13である。

図表11 残存銘柄数の推移

		凶茲口	I グズ1子並	右们分女人Vノ	任何		
銘柄数	2008年	2009年	2009年	2010年	2010年	2011年	2011年
	9月	3 月	9月	3 月	9月	3 月	9月
中期債	67	69	68	66	64	63	63
長期債	108	111	110	108	108	105	105
超長期債	167	170	175	179	185	188	193
·							

銘柄数	2012年	2012年	2013年	2013年	2014年	2014年	2015年
	3月	9月	3月	9月	3 月	9月	3 月
中期債	64	63	62	61	59	58	59
長期債	105	104	101	95	94	90	85
超長期債	197	203	178	210	212	215	218

(47)

は上昇傾向にあり、平均して約に大きく減少しているものの、 に大きく減少しているものの、 緩和後の全期間平均は一一%程 緩の全期間平均は一一%程 表10の結果とは若干異なってい期・超長期国債の取引状況は図期・超長期国債の取引状況は図

れる。

項としては、

以下の点が挙げら

売買高データから読み取れる事

図表13中の一

銘柄あたり平均

図表12 残存銘柄数を考慮した売買高

減少している。

全期間平均売買高は

五%程度

中期国債は、

異次元緩和後

0

年月		売買高		基準化			
平月	中期債	長期債	超長期債	中期債	長期債	超長期債	
2008.09	10,500	9,032	934	100	100	100	
2009.03	10,618	5,790	1,019	101	64	109	
2009.09	12,484	5,924	839	119	66	90	
2010.03	12,572	7,155	1,315	120	79	141	
2010.09	14,532	8,522	1,278	138	94	137	
2011.03	13,867	6,785	1,184	132	75	127	
2011.09	15,629	7,199	1,340	149	80	144	
2012.03	15,697	7,623	1,619	149	84	173	
2012.09	11,895	5,890	1,573	113	65	168	
2013.03	8,392	6,493	2,007	80	72	215	
2013.09	8,686	6,681	1,485	83	74	159	
2014.03	10,021	5,317	1,365	95	59	146	
2014.09	14,978	6,939	1,530	143	77	164	
2015.03	11,168	6,993	1,244	106	77	133	

図表13 1 銘柄あたりの平均売買高の期間別比較

年月	5	長買高 平均	与	基準化			
十万	中期債	長期債	超長期債	中期債	長期債	超長期債	
緩和前平均 (2008年9月-2013年3月)	13,237.3	7,253.7	1,191	100	100	100	
第 1 次緩和期平均 (2013年 9 月 - 2014年 9 月)	11,228.3	6,312.3	1,460	84.8	87.0	122.6	
第 2 次緩和期 (2015年 3 月)	11,168	6,993	1,244	84.4	96.4	104.5	
全異次元緩和期 (2013年9月-2015年3月)	11,213.25	6,482.5	1,406	84.7	89.4	118.1	

二〇%程度上昇している。

引状況をみた場合、異次元緩和が国債市場の流動性を「大きく損超長期国債の売買高の増加程度は、図表10よりもそれぞれ緩和さど変わらない。しかし、中期・長期国債の売買高の減少程度と、ごのように、図表13における分析結果は、図表10の結果とさほ

(3)日銀保有国債を考慮した売買回転率の推計

ねている」とは言い

難

))

つである、売買回転率の推移を計測する。

最後に本節では、

国債市場の取引の活況度合いを示す指標の

は証券業協会の取引高データに合わせる形で、発効日べ 国債発行残高を再計算してい 4が残存期間 図表14 は、 ベースでの国際残高を示しているのに対し、 発効日 ベ 1 スでの国債発行残高の推移である。 . る。 同様に図表15は発効日べ 1 -スでの 1 図 -スで 図 表

保有国債残高を控除し、

前節における国債売買高データ

(国債売

これらデー

タに基づき、

発効日ベ

ースの国債発行残高から日

銀

0)

日銀保有国債の残

高の推移を示してい

る。

図表14 発行日ベースの国債残高

(億円)

	2008年9月	2009年3月	2009年9月	2010年3月	2010年9月	2011年3月	2011年9月
短期	1,074,396	306,795	324,144	436,240	383,524	393,123	417,501
中期債	1,905,101	1,864,888	1,863,203	1,873,546	1,937,303	1,986,042	2,030,636
長期債	2,925,793	2,876,804	2,903,422	2,929,672	3,000,481	3,019,385	3,001,757
超長期債	1,384,407	1,451,905	1,539,125	1,658,417	1,783,154	1,896,180	2,012,932
個人向国債	274,331	276,195	276,685	271,751	274,228	258,009	240,612
合計	7,564,028	6,776,587	6,906,579	7,169,626	7,378,690	7,552,740	7,703,438

	2012年3月	2012年9月	2013年3月	2013年9月	2014年3月	2014年9月	2015年3月
短期	418,121	429,492	467,129	452,168	417,074	378,269	378,006
中期債	2,051,722	2,088,958	2,120,331	2,189,712	2,235,551	2,252,225	2,274,129
長期債	2,992,758	2,991,604	3,000,408	3,015,452	3,031,521	3,036,127	3,029,632
超長期債	2,124,025	2,245,097	2,365,376	2,497,204	2,625,896	2,762,768	2,910,123
個人向国債	228,744	209,923	197,048	182,463	174,264	159,437	137,965
合計	7,815,369	7,965,074	8,150,292	8,337,000	8,484,306	8,588,826	8,729,856

図表15 発行日ベースの日銀保有国債残高

(億円)

する。

	2008年9月	2009年3月	2009年9月	2010年3月	2010年9月	2011年3月	2011年9月
中期債	83,984	84,858	97,127	113,857	140,204	164,005	192,643
長期債	203,783	205,656	222,551	235,390	252,619	257,419	249,358
超長期債	127,511	129,049	135,496	145,161	158,872	161,746	169,560
合計	415,278	419,563	455,174	494,408	551,695	583,170	611,561

	2012年3月	2012年9月	2013年3月	2013年9月	2014年3月	2014年9月	2015年3月
中期債	249,947	336,432	411,144	534,835	617,382	694,222	829,201
長期債	269,812	282,820	295,411	443,226	572,215	700,327	811,632
超長期債	178,432	187,084	195,268	262,759	326,526	374,693	479,044
合計	698,191	806,336	901,823	1,240,820	1,516,123	1,769,242	2,119,877

売買回転率の推移 図表16 (日銀取引及び保有分を控除済)

年	中期債	長期債	超長期債
2008.09	0.386	0.358	0.124
2009.03	0.412	0.241	0.131
2009.09	0.481	0.243	0.105
2010.03	0.472	0.287	0.156
2010.09	0.518	0.335	0.146
2011.03	0.479	0.258	0.128
2011.09	0.536	0.275	0.140
2012.03	0.558	0.294	0.164
2012.09	0.428	0.226	0.155
2013.03	0.304	0.242	0.165
2013.09	0.320	0.247	0.140
2014.03	0.365	0.203	0.126
2014.09	0.558	0.267	0.138
2015.03	0.456	0.268	0.112

率の減少度合いは ιV 0 図 0 中 -期で る。 売買高分析結果と異なって 表10における一 %程度である。 五%程度、 中 割弱、 期 長期国 超長期で五― 長期で一〇― 銘柄あたり 同結果は (相対的に 侵仮の 回 転

表17である(また図表16をグラフ化したものが図表18である)。 更に異次元緩和政策の前後に分け、 このように算出された国債の売買回 転率の 推移が図表16である。

買高から日銀等取引を控除したもの) 「日銀取引分を除く売買高」を「日銀保有残高を除く国債残高」 具体的な算出方法としては、 基準化した値を加えて比較したもの 二〇〇八年九月以 を使用して、 国債の売買回転率を計測 降の各年三 で除して算 九 図 月末の 表 が 16 を 図

出している。

後

中

期

長期

超長期国

債

図表17において異次元緩和

減少している。

減少の程度は

の全てについて売買回転率が

こうした結果は、中期・長期・超長期市場における取引の低い。超長期国債についても低下している点が注目される。

減少しているものの、 こうした結果は、 中期 その減少度は、 ・長期 超長期市場における取引の活況度が、 取引高の減少度合いよりも相対的に低いことを示 異次元緩 和後は

5 分析結果

唆している。

観的とは の議論がなされている。 国債の売買市場に関する分析は、マスコミによる断片的なものを含めて、 言い 難い b Ō いがみられる。こうしたデータ軽視の主張は、 しかしながら、その中には、緻密なデータに基づかない 建設的な議論 既に数多く には 結

で、①日本銀行による国債保有状況、 本稿では、このような問題意識を念頭に、 ② 日 銀 国債市場の流動性を巡る議論を紹介した上 (及び政府部門) による取引を考慮した国

債取引状況の推計等、

国債市場の流動性について分析を行った。

び付かないように思われる。

その結果、 なお、これらの結果は、 国債の取引流動性について以下のファインディングズを得た。 国債市場を「平均的」かつ「全体的」にみた結果であ

標銘柄とも呼ばれる人気銘柄 析ではない (例えば新発一〇年物国債)など特定の銘柄に注目した分

(1)

国債の取引高は、

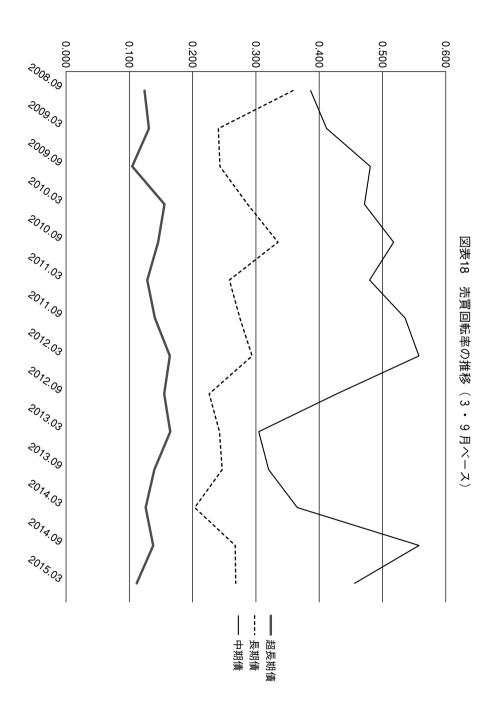
二〇〇八年九月以降、

異次元緩和前までの間、

趨勢として増加傾

図表17 売買回転率の平均及び基準化値(基準化=100)

凶衣17	冗貝凹牴	年の干均/	又い季年に	旭 (L— 100)		
期間	回転率				基準化		
- 別 间	中期債	長期債	超長期債	中期債	長期債	超長期債	
異次元緩和前の平均	0.457	0.276	0.141	100	100	100	
第1次緩和間の平均	0.414	0.239	0.135	90.5	86.6	95.7	
第二次緩和 (2015年3月)	0.558	0.267	0.138	122.1	96.7	97.8	
緩和後の全期間平均	0.425	0.246	0.129	92.9	89.1	91.4	



的 向にあった(二〇一二年がピーク)。この結果からは、異次元緩和以降の取引高の減少には、 ?要素が含まれるのではないか。 言い換えれば、 異次元緩和の前後について比較期間の長短によっては、 それ以前の 必ず 反動

しも大幅な減少とは言えない。

- 2 論じられるべきであり、 ついて取引高は増加しており、 日銀の取引高を控除した国債取引高の分析の結果、 概に「国債」として括るべきではない。 発行時の期間によって国債取引の状況は異なる。 中期・長期国債の取引高は減少しているが、 これら銘柄は個 超長期国債 別に分析
- (3) 〇〇八年九月以降減少、 国債市場の分析に際しては、 超長期国債は増加傾向にある。こうした銘柄状況に留意する必要がある。 償還期限別の残存銘柄数を考慮する必要がある。 中期・長期国債の銘柄数は二
- 4 元緩和が国債市場の流動性を「大きく損ねている」とは言い難い。 はそれぞれ緩和される点も注目される。言い換えれば、 銘柄あ たりの国債の平均取引高をみると、 中期・長期国債の減少状況、及び超長期国債の増 一銘柄あたりの平均化された取引高をみた場合、 加 が状況の
- (5) 異次元緩和後は相対的に減少していることを示している。 長期国債の全てについて値が減少している。これは国債の中期・長期・ 日銀 国 !債保有残高を踏まえて国債の売買回転率を比較した結果、 異次元緩和後、 超長期市場における取引の活況度が、 中期国債 長期国 債 · 超
- (6) これは、 的に低いことを示唆してい 売買回 中 一転率からみた中期・長期国債取引の活況度の減少度合い 期・ 長期国債の取引が、 (単純に取引高の推移をみた場合に比べ) は、 取引高の減少度に比べて、 日銀の国債保有の影響度は相対 相対的に低
- 7 以上の分析結果中、 国債取引の状況について異なる方向性を示唆する結果が部分的に存在する。こうした状

6 おわりに

取り巻く環境は大きく変化しており、今後も変化が継続していくことが予想される。ついては、国債市場を巡る議 を巡る議論について結論が出せたとは考えていない。本分析対象後の二〇一五年四月以降についても、 筆者は本稿において、国債の取引高についての簡便な分析を試みた。しかしながら当該分析によって、 (さらには日銀の金融政策を巡る評価とその影響) については、さらに継続的な観察と分析が必要であろう。 国債市場を 国債取引

注

論

- <u>1</u> ブルームバーグ社二〇一五年三月二三日付記事「黒田総裁の楽観論にお膝元から疑義― bloomberg.co.jp/news/123-NLMWSK6S972901.html) -流動性は低下」、http://www.
- 2 日本経済新聞二〇一五年三月二四日付記事
- 3 (https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2015/data/wp15j02.pdf)
- 4 最も長期のタイムゾーンである三〇―四〇年未満値の増加比率については、二〇一三年三月の保有額がゼロのため、
- 算出不可能である。

5

日本銀行の金融緩和政策

(異次元緩和)

中の国債関連個所

- (1) 二〇一三年四月の発表内容
- 長期国債買い入れの拡大と年限長期化

加するよう買い入れを実施する。また、長期国債の買い入れ対象を四〇年債を含む全ゾーンの国債としたうえで、 イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、長期国債の保有残高が年間約五○兆円に相当するペースで増

買い入れの平均残存期間を、三年弱から国債発行残高の平均並みの七年程度に延長する。

- (2) 二〇一四年一〇月の発表内容(一〇月三一日
- 資産買い入れ額の拡大および長期国債買い入れの平均残存年限の長期化
- 1 ペースで増加するよう買い入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、 長期国債の買い入れ額拡大策として、 日本銀行の保有残高が年間約八〇兆円 (約三〇兆円追加) に相当する
- 2 買い入れの平均残存期間を七年~一〇年程度に延長 (最大三年程度延長)。

状況に応じて柔軟に運営する。

6

日本証券業協会による「その他」投資家部門の定義

日本銀行の取引は、「その他」部門に分類されている。その他部門の投資家としては、「個人投資家」「銀行」といっ

た投資家以外の投資家が含まれており、日本銀行の他、

政府、

地方公共団体、官公庁の外郭団体、

政府関係機関等

(住宅金融支援機構、 福祉医療機構、都市再生機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方公営企業等金融機構等)(ただし、政 中小企業基盤整備機構、年金積立金管理運用、 日本高速道路保有・債務返済機構、 雇用・能力開

校職員共済組合等)、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険等(旧日本郵政公社)等が含まれている(以上日本証券業協会 府及び政府関係機関 〔主に独立行政法人〕等を除く)、地方住宅供給公社、官公庁共済組合以外の共済組合等 (私立学

|投資家区分表」より)。

(しま よしのり・客員研究員)

流動性の高い国債市場は如何にして形成されたか

-島 将隆

はじめに

滅し、 場も国際標準となっている売買形式の市場に統一されることになった。日本のレポ市場は貸借形式と売買形式の 固有の取引形式で、 二つが併存しているが、今日までのところ貸借形式のレポが圧倒的比重を占めている。貸借形式のレポは日本に 「国債決済期間の短縮とレポ市場の革新」証研レポート 二〇一八年から国債決済期間は、 国際標準のレポ市場が確立することになった。 共通の用語で理解困難な複雑な市場である。 現在のT+2からT+1へ短縮されることになった。 前回のレポートでは、以上の点について検討した 一六九一号)。 T+1への移行と同時に、 同時に、 貸借形式のレポ 日本のレポ市 (拙稿

動性向上のため如何なる制度改革が進められてきたか、その歴史を振り返り、その上でT+1移行の意義につい ポ市場の統一は、この延長線上の新たな対応であり、長年の課題が解決したことになる。小論では、これまで流 五年以降の大量国債発行から今日まで、 T+1移行と売買形式のレポ市場確立は、 国債流動性向上が国債管理政策の大きな課題であった。 国債の流動性向上と深く関連している。 振り返ってみると、 T+1移行とレ 一九七

て考えてみたい。

1 国債流通市場の歴史は転々流通を容易にする制度改革の歴史である

(1) 日本国債の流動性は高い

場とは、大口の取引を小さな価格変動で速やかに執行できる市場」とされている。 の四つをあげている(二〇一四年五月の国債流動性に関するワークショップ報告等)。 国債の流動性を厳密に定義することは困難といわれているが、通常、 国債流動性の指標として「市場の取引量、買い手と売り手の価格差、 BISの定義に従って「流動性の高い市 BISの定義を日銀は更に厳 市場弾力性、 市場の厚み」

政策の下で日銀の国債買入額は新規発行額以上を購入しているから、市場に出回る国債は枯渇し、このため 動性は低い、というものだ。 流動性は低下し、 では、流動性の定義に照らして、現在の日本の国債は流動性が高いのか、それとも低いのか。異次元金融緩和 もはや価格メカニズムも崩壊している、このようにいわれることが多い。 印象的に、 国債の流 国債

評価すると、 **債市場の流動性:取引データによる検証**」 国債市場の流動性が極端に低下しているわけではないと考えられる」(日本銀行ワーキングペーパーシリーズ だが、日銀の実証分析によると、市場流動性はそれほど低下していない。例えば、本年三月に公表された「国 現時点では、国債市場における取引の執行やポジションのヘッジなどに大きな支障は生じておらず、 では、 結論として次のように述べている。「これらの指標を全体として

ているが、こうした各種の市場調査においても、 こうした実証分析と結論が示すことは、日本の国債は流動性が極めて高い、ということである。日銀の国債買 日銀は本年一月から 「債券市場のサーベイ」を開始し、八月からは 現時点では国債の流動性が極端に低下しているとはいえない。 「国債市場の流動性指標」を公表し

二〇一五年三月

入によって市場のパイは小さくなり、 このため売買単位は小さくなっても、 売買に支障は少なく、 国債の市場流

動性は低下してい なぜ、異次元緩和という異常事態にあっても国債の流動性は低下しないのだろうか。こうした流動性の な

(2) 流動性を高めるための制度改革と工夫

高い日本の国債市場は如何にして形成されたのだろうか。

動性が高いのも当然である。 れた信用 いるから満期構成は多様で、 度の一番高 流動性の高い有価証券であり、 い債券であり、 為替リスクもない。 発行額や残高が大きく、 だから国債は、 転々流通に特徴がある。というのも、 従って売買のロットも大きく、 もともと、 流動化に最も適した債券であり、 国債は公信用に裏付けら 継続的に発行され 流

する。 国債は流動性が無かった。 している様々の障害を撤去していったからである。 だが、それだけではない。 国債は 信用度が高 Λ3 I=3 厳密には流動性が阻止されていた。 から何もしなくても転々流通する、 国債の流動性が高いのは、 流動性を高めるための制度、 国債売買が活発になるのは、 というのでは決してない。 この制度整備によって向上 まず、 九七五年まで日本 流動化を阻止

通に必要な資金と国債、 を調達できる市場の創設が前提条件となる。債券ディーラーは手元に巨額の資金と国債があるわけではない。 国債売買の担い手は債券ディーラーだが、 国債売買が活発になるのは、 これは市場から調達せねばならない。この市場こそ、 流動化を阻止する制度を撤廃した後、まず、 債券ディーラーが国債売買を行う場合、受け渡しに必要な資金と国債 国債売買を支える市場を創設 レポ市場に他ならない。 債券ディ した。 流

1 ーラー は売買に必要な資金をレポによって調達し、受け渡しに必要な国債をリバースレポで調達する。 レポ市場

の整備によって国債売買が活発となり、国債の流動性が向上した。

決済リスクが内在している。こうした決済リスクを軽減すれば、それだけ安心して売買が行われる。すなわち、 次に、決済リスクの軽減である。約定から決済までの間、 国債売買には信用リスクや流動性リスクなど多くの

国債の流動性が向上する。

ち、 歴史、といえるだろう。以下では、この歴史を概観し、 流動性の高い 日本の国債流動性が高いのは、 レポ市場の整備と決済リスクを軽減するための制度を整備したからである。こうした制度整備がなければ、 国債市場は実現しない。従って、国債流通市場の歴史とは、 流動化を阻止していた制度を撤廃し、 この歴史の中でT+1移行とレポ市場の整備の意義を考 国債の流動化を容易にする制度、 流動性を向上させるための 制度改革の すなわ

2 国債流動化阻止政策の転換

えてみたい。

(1) 国債売却制限の撤廃

た。その後、 赤字国債に限り市中売却が可能となり、 日本の国債は長らくの間、 国債の売却制限が緩和されるのは、 売却禁止期間は半年、次いで三か月と次第に縮小し、一九八五年六月には、商品勘定については発 売却が禁止されていた。国債は流動性を欠いていたので、有価証券とはいえなかっ 次いで一〇月、発行後一年を経過した建設国債も市中売却が可能になっ 一九七七年以降のことである。一九七七年四月、 発行後一年を経過した

行後一か月にまで縮小された。

年には九三・六%にまで急増した。今日では、この比率は九五%以上となり、 総売買高に占める国債の割合は一九七五年には二・三%、 国債売却制限の緩和と照応して国債売買高、 債券総売買高に占める国債の割合は飛躍的に膨張してい 一九七七年は一六・一%に過ぎなかったが、 債券流通市場は国債流通市場とい . \ ° 九 八五

って過言ではない。

契機に発行条件の弾力化がすすみ、 禁止されていたのは、 って従来システムによる国債消化が困難になると、国債発行条件を弾力化せざるを得ない。 国債売却制限が次第に緩和されたのは、 玉 **!債の低利発行を維持するためであった。ところが、** 一九八〇年代の中頃には国債発行条件は自由化した。その結果、 まず、 国債発行条件の自由化進展と密接に関連してい 一九七五年以降 一九八一年の休債を :の国債大量発行によ る。 国債売却制 国債売却が

の回避という困難な課題を背負い込むことになる。この課題を、人為的にコントロールするのでなく市場原理に もう一つ、国債売却禁止を継続すれば国債市場隔離政策を一段と強化せねばならない。そして、財政インフレ

(2) 市場参入障壁の撤廃

なかった。

委ねる、このルートを選択したからであった。

限を維持する必要が消滅した。

ることは行政指導によって禁止されていた。 国債市場は、 本来、 参加自 亩 **.**のオープンマーケットである。 銀行にとっても、 ところが、 流動性のない 長らくの間、 国債市場へ参加するメリットは 銀行 が 国 |債市 場 のに参 何も 加 ず

ところが、 国債金利の自由化によって国債が金融商品に転化すると、話は別である。 売却制限が緩和され、 国

年四月、 債金利が市場実勢で決定されるようになると、 五年六月にはディーリング認可は拡大し、 金融機関の国債窓口販売が始まり、 残存期間の制限も撤廃され、 銀行は国債流通市場への参加を強く要求するに至った。一九八三 九八四年六月には金融機関のディーリングが開始された。 ディーリングが本格化した。

定銘柄 なり、売買高は一九八三年三三○兆円、一九八四年七五○兆円、一九八五年には実に二五○○兆円になった。 債券総売買高に占める国債の割合は、 ディーリング売買は一九八三年から始まり一九九九年には終焉するが、 国債流通市場への参入障壁が撤廃されると、預金獲得競争と同様、国債売買高競争が始まる。売買高競争は特 め 国債に集中し、この売買はディーリング売買といわれた。 一九八三年七一・五%、 一九八四年八五 · 五%、 その結果、 国債流通市場への市場参入制限の 国債売買高は飛躍的に増加する。 一九八五年九三・六%と 撤廃

(3) 流動化を阻止する税制度の改革

が国債売買高を飛躍的に拡大させたことは間違いない。

の税制度が国債流動化の大きな障害になっていた。 国債 6 流 .動化を阻止していた制度は 玉 「債制度だけでなく、 税制度も国債流動化を予定しない制度であり、

国債に限 第二次大戦の末期、 定の金融機関だけ、 租税特別措置法第八条の差別的な税制度である。この法律は戦時立法の名残で、政府の認可を受けた特 ŋ 国債利子の課税を優遇したが、この法律が戦後に引き継がれた。 国債の更なる消化を拡大するため、 そして、 登録国債に限り、 国債利子に対する源泉徴収を行わないとする差別的 政府の認可を受けた特定の金融機関に限り、 税制である。 かつ、

指定金融機関の享受するこの優遇措置には厳格な条件が付けられていた。すなわち、優遇措置を受けられる国

債は指定金融機関の間で売買された登録国債に限定された。 れた。このため、優遇措置を受けられない非居住者や事業法人等は、国債市場へ参入することが極めて困難であ でも保有した国債であれば、 (非課税玉)と受けられない · 国債 この優遇措置は受けられない。 (課税玉) が峻別され、 課税玉は流通市場でダーティボンドといわれて忌避さ その結果、 優遇措置を受けていない法人や非居住者が例え一日 流通市場では優遇措置を受けら る国 債

にした。この時点から、 住者も不利益を蒙らないようにした。 一九九九年一一月、この差別的税制は緩和された。 非居住者の国債投資が拡大していく。 また、資本金一億円以上の事業法人については優遇措置を受けられるよう すなわち、 その後、 租税特別措置法第八条の適用を拡大して、 登録債は廃止されるが、 課税玉と非課税 非居

った。

5 玉の問題は、 グ決済方式が一九九六年に導入され、新たに決済に必要な資金と国債の調達市場、すなわちレポ の一と非常に低い税率である。 の障害が最も顕著になるのはレポ取引である。 有価証券取引税は売買の度ごとに課税され、 長らくの間、 国債流動化の大きな障害となった税制度は有価証券取引税である。 国債流動化の大きな障害であった。 ところが、 短期の売買を繰り返す債券売買では、 税の累増を排除しないから、 レポ取引は翌日物など超短期の売買である。 低率であっても高率となる。 低率は高率に転化する。 有価証券取引税の税率は 市場 国債 ő 0 Ú 創設が必 何故な 1 万分 リン

が、

売買形式のレポ市場を創設することが不可能であった。売買であれば有価証券取引税が課税されるからであ

創設されるレポ市場は売買形式にせねばならな

国際標準のレポ市場は売買形式だから、

証券取引税を回避するため貸借形式のレポ市場が創設されたが、この日本版レポ市

日本版レポ市場は開かれた市場ではない。

場は貸借形式だから

有価証券取引税

有価

共通の用語で理解できない複雑な構造となっている。

は 一九九九年に撤廃された。 有価証券取引税の廃止によって、売買形式のレポ市場創設が可能になった。

うした流動化を阻止している制度の撤廃によって日本の国債は転々流通する有価証券となった。 以 上に見てきたように、 国債売却制限の撤廃、 国債市場参入制限の撤廃、 流動化を阻止する税制度の撤 規制の撤廃によ

3 国債流通に必要な資金と国債の供給―レポ市場の創設―

り国債は有価証券としての地位を回復したのである。

(1)「大量国債発行」と現先市場の認知

国債が有価証券としての地位を回復しても、 それだけでは国債の流動化が可能になっただけのことである。 流

動性の高い国債市場が実現したことにはならない。

受け渡しに必要な国債をリバースレポによって調達する。 担い手は債券ディーラーだが、債券ディーラーは流通に必要な資金と国債を手元に持っているわけではない。 通に必要な資金と国債はレポ市場で調達する。 国債流動性を向上するには、まず、 国債流通に必要な資金と債券の調達市場の整備が必要である。 債券ディーラーは、 レポ市場は債券ディーラーの市場であり、 流通に必要な資金をレポ取引によって調達し、 国債流通 国債流通に 流 \widetilde{o}

場は大蔵省によって認知された。 は自由金利の市場だから、長らくの間、 がポ市 場の歴史を振り返ってみると、 現先市場の生誕は一九四九年から一九五〇年に遡ることができるが、 ママ子扱いで公に認められなかった。 一九七五年以降の大量国債発行の開始と共に、 一九七六年三月、 現先市場 現先市

国債大量発行によってディーラーファイナンスが必要となった。証券会社はコール市場から資金を

ところが、

必要な資金と国債を調達する市場であり、

国債市場はレポ市場によって支えられている。

調達することを制限されている。 現先市場が公認されたのは、 ディーラーファイナンスとして、証券会社が国債

引受や流通に必要な資金を調達する手段としてであった。

とが可能となり、 現先市場の公認は売り現先に限定されたとはいえ、現先市場の公認によって国債売買に必要な資金を調達するこ の空売りが禁止されていたからである。 で資金を運用することは制限された。 い現先は資金運用の性質を持っている。金利規制が継続している当時において、証券会社が自由金利のレポ 公認されたとはいえ、買い現先は公認されず、売り現先に限定されていた。売り現先は資金調達手段だが、 現先市場が国債の流動化を支えるようになった。 また、 国債の調達が必要となるのは、 証券会社は買い現先によって国債を調達する必要もなかった。 空売りが認可されてからのことである。 国債 市 買 場

(2)「債券空売り」の認可と債券貸借市場の創設

空売りとは、 一九八九年五月、債券の空売りが認可された。そして、空売り認可と同時に債券貸借市場が創設された。 債券ディーラーは手元に現物が無くても売買を可能とする取引手法である。 空売りは アメリ 力 。 の

強い要求によって認可されたが、空売りには受け渡し日までに国債を調達できる市場が必要となる。

た。 玉 そこで、現先市場ではなく債券貸借市場を創設して、この市場で空売りに必要な国債を調達できるようにし **!債の調達は買い現先によって可能である。ところが、** 証券会社の買い現先は行政指導によって禁止されてい

た。

城が築かれ、このため無担保で国債を調達することも可能であった。 創設された債券貸借市場は、 国債調達手段に限定された。 業態規制によって銀行業務と証券業務には万里の長

によって国債流通市場は一段と成熟した市場に発展していく。 債券貸借市場の創設によって受け渡しに必要な国債を調達することが可能になった。空売りの認可

(3)「ローリング決済方式」の導入と現金担保付債券貸借市場の創設

移行すれば、纏めて決済できないから、決済に必要な資金と債券が新たに必要となる。 あれば、特定日に全ての決済を同時に行うから、 一九九六年一〇月、国債の決済方式は五・一〇日決済からローリング決済方式へ移行した。五・一〇日決済で 決済に必要な資金と債券を節約できる。ローリング決済方式に

売買形式のレポ市場は国際標準のレポ市場だが、売買形式のレポ市場創設は有価証券取引税が課税される。有価 保付債券貸借市場の創設である。新たなレポ市場の創設によって、 証券取引税を回避するため、貸借形式とならざるを得なかったのである。 調達することが可能になった。ところが、創設されたレポ市場は売買形式ではなく貸借形式のレポ市場であった。 口 ーリング決済に必要な資金と国債を調達するため、一九九六年四月、レポ市場が新たに創設された。 債券ディーラーは決済に必要な資金と国 現金担

担レポ、貸借レポ等、 名称も様々で、 関わらず同じ用語が使われているため、非常に解り悪い。例えば、同じくレポ取引といっても、日本版では債券 貸借形式のレポ取引は現金が担保だが、国際標準のレポ取引では債券が担保である。担保が逆転しているにも 正式には現金担保付債券貸借市場だが、 国際版では現金を調達することである。これでは統一的な用語を使用することができない。 市場関係者は好みに応じて勝手な呼び名を付けている。複雑さの故に非居住者は日本のレ 様々のニックネームがあり、 日本版レポ、 また、 現

ポ市場に参入することが困難となっていた。

とはいえ、 日本版レポ市場の創設によって、 流通に必要な資金と国債の調達市場が整備された。 残る問題は、

貸借形式から売買形式への移行のみとなった。

(4)国際標準のレポ市場創設と形骸化

ジンコールやサブスティチューションなど、リスクコントロール条項が新たに付け加えられた。 有価証券取引税は一九九九年に廃止され、売買形式のレポ市場創設が可能になったからである。 二〇〇一年四月、 新現先市場が創設された。 新現先は売買形式で、 国際標準のレポ市場が成立したのである。 新現先ではマー

関係者は日本版レポにすっかり慣れてしまったこと、 トが必要なこと、この二つの要因によって新現先市場は形骸化した。 ところが、 現実の展開を見ると、新現先取引は拡大せず、日本版レポが圧倒的比重を占めてい 日本版レポから新現先に移行するには莫大なシステムコス る。 Н 本の

(5)T十1移行と売買形式のレポ 市

移行と同時に日本のレポ市場は売買形式のレポ市場に統一されることになった。長年の課題であった国際標準の 二〇一八年、国債決済期間がT+2からT+1に短縮される。 前号のレポートで概観したように、T+1への

レポ市場

が確立することになる。

ションは日本版レポには無い。 新現先は T+1移行と同時に、GCレポT+0の市場が実現する。この市場規模はコール市場を遥かに上回り、 日本版レポには無いリスクコントロ サブスティチューションによって、 ール条項が整備されている。リプライシング、サブスティチュー ターム物のレポ取引が活性化していくだろう。 最

市場

大の短期金融市場が実現することになる。

動化の向上が期待できよう。

T+1を契機に、 日本のレポ市場は新たな展開を遂げることになる。 レポ市場の革新によって、 更なる国債流

4 国債売買のリスクを最小限にする工夫―国債決済制度の整備と改革

(1) 決済リスクの軽減と流動性の向上

内在している。 流動性リスクなど、 クを削減すれば、安心して売買が活発となり流動性の向上が期待されるのである。 国債の流動性は、 相手方倒産や取りはぐれ等の信用リスク、価格変動によって予定した日時に決済が不可能となる 決済リスクが内在している。こうした決済リスクは転々売買の大きな障害となる。 更に、決済リスクの削減によって向上する。売買の約定から決済までの間、 様々のリスクが 決済リス

するには二つの方法があり、 決済リスクは未決済残高の大きさに比例している。未決済残高は取引額と期間の積だから、未決済残高を縮小 一つは決済期間の短縮、 もう一つは決済金額の圧縮である。

決済制度の歴史は決済リスク削減の歴史であり、 未決済残高を縮小する制度改革の歴史である。 未決済残高の

(2)決済期間の短縮による決済リスクの軽減

縮小による国債流動化向上の推移を辿ってみよう。

中して行うから、決済に必要な資金と国債を節約することができる。だが、他方で未決済残高の積み上がりによ 日本の国債決済方式は長らくの間、 五・一○日決済であった。五・一○日決済のメリットは特定日に決済を集

要な資金と国債の調達が必要となってくる。ローリング決済方式を導入するため、前述した日本版レポ市場 ローリング決済方式では、国債決済は一件ごとに決済が行われるため未決済残高は縮小する。他方で、 って決済リスクが拡大する。決済リスクを軽減するため、一九九六年一〇月、ローリング決済方式が導入された。 (現

九七年四月、T+7からT+3に決済期間が短縮された。 口 ーリング決済方式が導入された時点ではT+7であったが、 日本版レポ取引が定着するのを見定めて、 一九

金担保付債券貸借市場)が創設されたのであった。

る。 の多発と国債流動性の低下、 クによって日本の国債市場やレポ市場は大混乱した。システミックリスクは回避することができたが、 決済期間の短縮が再び問題となるのは、二〇〇八年九月に発生したリーマンショックである。リーマンショッ フェイル処理の遅れによる市場混乱、未決済残高の積み上がりが発生したのであ フェイル

T+2へ縮小された。 された。そして、未決済残高を縮小し国債の流動性を高めるため、二〇一四年四月、 この問題を解決するため、二〇〇九年九月、「国債の決済期間の短縮に関するワーキング・グループ」が設置 国債決済期間がT+3から

して決済リスクは削減され、 二〇一八年に予定されているT+1への移行は、この延長線上にある。T+1移行によって未決済残高は縮小 国債流動性は更に向上すると期待されている。

(3)決済金額の圧縮による決済リスクの軽減

決済リスクを軽減するもう一つのルートは、相殺によって未決済残高を縮小することである。

統合し、受け渡しの国債と資金を相殺する点にある。 二〇〇五年五月、 国債清算機関が創設された。 国債清算機関の役割は、多数の清算機関参加者の売りと買いを リーマンショック時、 国債清算機関が無ければ、 恐らく、

国債市場は更なる混乱を極めシステミックリスクの発生を回避することができなかっただろう。

銀行は二〇一四年六月から清算機関に参加することになった。 二〇一三年四月、 リーマンショックの教訓から、国債清算機関の重要性が再認識された。清算機関の機能を更に拡充するため、 日本国債清算機関は日本証券クリアリング機構と合併した。更に、 信託銀行の参加によって、 国債取引の太宗である信託 クリアリング機構の機

(4) 日銀ネットによる国債決済制度の整備

能は一段と拡充することになる。

を通じて、国債の受け渡しは日銀ネット国債系(一九九○年稼働)を通じて決済されていた。 金融機関の国債決済は日銀ネットを通じて決済される。資金の受け渡しは日銀ネット当預系(一九八八年稼働)

になった。 九九四年四月、 連動することによって国債と資金の同時受渡 これまで別々に決済されていた日銀ネット当預系と日銀ネット国債系の処理が連動すること D V P が可能になった。 同時受渡によって、「取り

はぐれ」の決済リスクが回避できることになった。

現実には時点ネット決済だけが利用されていた。この時点から、 二〇〇一年一月、 即時決済(RTGS)が採用された。それまで、 時点ネット決済は廃止され即時決済一本とな 即時決済と時点決済の二本立てだったが、

時点決済の場合、 決済は午前九時、午後一時、午後三時、 午後五時に纏めて行われるから決済に必要な資金と る。

債券を節約することができる。だが、決済を統合する場合、一つの決済不能は全体に波及するからシステミック

リスクを内包している。 即時決済の場合、一件ごとの決済だからシステミックリスクは回避できる。だが、一件ごとの決済だから、 決

済に必要な資金と債券の調達が必要となる。 即時決済導入の対応策として、まず、債券調達が困難になった場合、 フェイル慣行を導入することになった。

次に、資金調達が困難になった場合、当日中の返済を条件とした無利息の当座貸越 (日中当座貸越) を認めるこ

とにした。何れの対応も、即時決済が導入された二〇〇一年一月からである。

導入によって国債売買はより活発となり、 国債 (の同時受渡(DVP)、即時決済(RTGS)によって決済リスクは軽減された。また、 国債流動性の向上に寄与している。 フェイル慣行の

むすび

日本の |債流動性は極めて高い。 国債流動性が高い のは、 国債の信用度が高いからだけではない。もう一つ、

転々流通を容易にする制度を整備したからである。

ポ市場に他ならない。 国債を引受け、 流通に必要な資金と債券の調達市場の整備である。 転 「々流通を容易にする制度整備とは、第一に、流動化の障害となる制度を撤廃したことである。第二に、国債 レポ市場が国債市場を支えているといえよう。第三に、国債決済リスクの軽減である。決済リスクを軽減 不特定多数の売買注文に応じるためには、 レポ市場は債券ディーラーの市場であり、だからこそレポ取引の主語は債券ディーラーで 国債売買の担い手は債券ディーラーだが、 資金と国債の調達市場が必要である。この市場こそレ 債券ディー

短縮されていった。決済期間の短縮によって未決済残高の積み上がりを回避し、決済リスクの軽減を行った。更 するため、まず、五・一〇日決済からローリング決済方式へ移行し、決済期間はT+7からT+3、T+2へと 相殺によって決済金額を圧縮し決済リスクを軽減した。日本国債の流動性が高いのは、 流動性を向上させる

制度整備の産物といえるだろう。

等のリスクコントロール条項が整備されている。二〇一八年から日本のレポ市場は更に整備された市場となる。 である。T+1移行と新現先市場の確立によって国債の流動性は更に向上し、 国債流通市場はレポ市場によって支えられていた。レポ市場の整備によって、 現先が日本版レポにとって代わるが、新現先には日本版レポには無いリプライシングやサブスティチューション 減し、国債の流動性向上が期待される。T+1移行と同時に、レポ市場は売買形式のレポ市場に統一される。新 決済リスクの更なる軽減を期待して、二〇一八年からT+1へ移行する。T+1移行によって決済リスクは軽 国債流動性の向上が期待されるの 国債流通市場は新たな一ページを

(なかじま まさたか・甲南大学名誉教授)

----- 証研レポート既刊目録 -------

No.1678 (2013. 6)	丸筆者	No.1685 (2014. 8)	九筆者
リテール・ビジネスのバリュー・チェインとアンバンドリング	二上	クラウドファンディングの投資家と地理的分散	松尾
金融危機と日本銀行	伊豆	破綻処理と店頭デリバティブ	伊豆
一特融・預金保険機構向け貸付・出資ー		――括清算をめぐって―	
ツイッター・クラッシュ	吉川	アメリカのATS以外の取引所外取引の現状	清水
ーハッカーの誤情報による米国株価急変動	_		
米国株式オプション市場の拡大とその背景	志馬		
		No.1686 (2014.10)	
N-1070 (0010 0)		わが国証券業界の資本生産性	二上
No.1679 (2013.8)	 _	長期国債先物取引に対する行政処分勧告	吉川
長期金利の変動はなぜ生じたか	中島	ーアルゴリズム取引と相場操縦一	
ソーシャルインパクト債と社会貢献型投資	松尾	異次元緩和前の銀行の国債投資状況	志馬
アメリカのティックサイズ拡大議論 アベノミクスと機関投資家行動	清水		
	志馬	No.1687 (2014.12)	
投資家保有構造から考える日本国債の安定性	西尾	なぜ国債発行市場は安定しているか	中島
イギリスの個人貯蓄口座(ISA)の現状と展開	簗田	拡大するラップ口座	二上
		クラウドファンディングの可能性	一工 松尾
No.1680 (2013.10)		アメリカの証券市場構造とHFT(高頻度取引)	活水
世界の「上場」取引所の収益動向	二上	アメリカの証券川場博道とロドー(高頻及取引)	/月/小
東日本大震災復興におけるファンドの取組	松尾		
ベイルアウトとベイルイン	伊豆	No.1688 (2015. 2)	
BATSとダイレクトエッジの合併合意	吉川	ネット取引と対面取引	二上
一米国株式市場の再編一		異次元緩和における<二年>の意味	伊豆
五月二三日の株式市場クラッシュと先物市場	志馬	欧州HFTの実情	吉川
クラウドファンディングによる岡山県・西粟倉村の地域活性化の取組み	坂下	一ESMAのデータ分析一	
		金融緩和と国債市場	志馬
No.1681 (2013.12)			
国債危機の回避は財政再建か経済成長か	中島		
デリバティブ市場統合における論点	二上	No.1689 (2015. 4)	
ATSでのNMS証券の取引状況	清水	日本再興戦略と株式市場	二上
新規公開株の価格形成	岡村	欧州HFTの実情 2	吉川
		ーESMAのガイドライン・レビューー	
No.1682 (2014. 2)		変化する金融商品仲介業支援ビジネス	坂下
投資型クラウドファンディングとリスクマネー供給	松尾	ーオンライン総合証券と中堅証券の参入一	
ベイルイン債とは何か	伊豆	インフレ率目標〈二%〉の起源	春井
米国HFTの実情	吉川	貸株取引の決済制度改革	福本
ーSECのMIDASデーター	ш/		
取引所再編の動きとデリバティブ取引の収益性	志馬	No.1690 (2015. 6)	
		NG.1090(2013.6) わが国のクラウドファンディング規制の現状	松尾
			松尾 伊豆
No.1683 (2014. 4)		金融危機と公的資金 株価指数先物の見せ玉注文	吉川
リーマン・ショック以降の証券決算	二上		古川
海外におけるクラウドファンディングの現状		一米国司法省による英国投資家訴追請求一	きまっと
ティックサイズと市場構造	清水	米国のティックサイズ拡大のためのパイロット・プログラム	清水
ソーシャルレンディングによる金融仲介の事例研究	坂下	米国企業の配当リキャップ(Dividend Recapitalization) ーリキャップCBの原型ー	志馬
		ティャップしロの原生	
No.1684 (2014.6)			
「適格機関投資家等特例業務」の見直しとその背景について	二上	No.1691 (2015. 8)	
中央銀行と自己資本	伊豆	最近の投資信託市場の状況について	二上
- 「出口戦略」を考える一	. —	誤情報配信による不正取引	吉川
米国HFTの実情2	吉川	- SECのブルガリア投資家訴追請求-	
ーSECのMIDASデーター		ハイフリクエンシー・トレーディングの間接規制	清水
アベノミクス導入から一年	志馬	ープロップ・ファームをFINRA会員へ	_
一機関投資家の動き一	-	国債決済期間の短縮とレポ市場の革新	中島
a fit toote fire in the fi			

公益財団法人 日本証券経済研究所

ホームページのご案内

http://www.jsri.or.jp/

(YAHOO、Google などの検索サイトで、「証券経済研究所」、「jsri」ですぐ検索できます。)

I. 研究所の紹介等

ISRIについて

当研究所の概要や事業活動を紹介しています。

出版物案内

『証券レビュー』『証研レポート』『金融商品取引法研究会研究記録』の全文、『証券経済研究』の各論文要旨を掲載しています。また、定期刊行物のバックナンバー一覧、単行本の内容紹介と目次もご覧いただけます。

証券図書館

証券図書館の概要や利用の手引きを紹介しています。

講演会録

「資本市場を考える会」「証券セミナー」の講演会録(全文)をお読みいただけます。

研 究 会

当研究所が主催する研究会の概要と活動状況を紹介しています。また、金融商品取引法研究会研究記録(全文)がご覧いただけます。

株式投資収益率

株式投資収益率(東証第一部、第二部)の年別・月別の データ(概要)や産業別・銘柄によるランキングを掲載 しています。

トピックス

海外の論文の翻訳・紹介や証券経済関係の小論文を掲載 しています。

Ⅱ. データベース検索

研究所出版物

出版物案内に掲載している出版物を書名・論文名または 著者名等により検索できます。

証券図書館の蔵書

証券図書館(東京)所蔵の蔵書を書名、著者名等により検索できます。また、新規受け入れ図書を紹介する新着資料案内もあります。

証券関係の論文・記事

証券図書館(東京)が受け入れている国内雑誌に掲載された証券関係の論文・記事を論文名、著者名及びキーワードにより検索できます。

証券 年表

新聞、雑誌等の記事を「証券」「金融」「一般」に3分類 し、月単位で更新しています。日付ごとに記事を一覧す ることができるとともに、探したい用語を含む記事の検 索もできます。

証券図書館

証券・金融・経済関係の資料をご覧になりたい方はどなたでも、 ご利用いただけます。

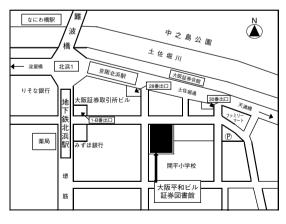
所 在 地 大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル地下1階 TEL(06)6201-0062

開館時間 午前9:30 ~ 午後5:30 土曜、日曜、祝日、年末、年始および館内整理の日は休館します。

図 書 証券(経済、制度、取引法)関係の専門書をはじめ、金融、財政、 経済、経営、会計関係の図書および、年報、年鑑、上場会社の社 史等を集めております。

雑 誌 取引所、協会、証券会社、銀行、官庁、大学等の刊行物、一般雑 誌、産業関係資料ほか、海外の新聞、雑誌等を集めております。

(みなさんのご利用をお待ちしております。)



地下鉄堺筋線・京阪本線 北浜駅1-B番出口又は 28番出口より徒歩2分

日本証券経済研究所のホームページ(http://www.jsri.or.jp)から 図書の検索ができます。ご利用ください。

2015年10月号

発行所

公益財団法人 日本証券経済研究所

大阪研究所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル 電話(06)6201 0061 (代表)Fax(06)6204 1048 http://www.jsri.or.jp

定価(本体380円十税)